

EUの情報通信規制改革 —急速な通信環境変化への対応—

海外立法情報調査室 植月 献二

【目次】

はじめに

I 情報通信事業と規制

- 1 情報通信とは何か
- 2 何ゆえ規制が必要なのか

II EUの情報通信規制改革の経緯

III 2009年電子通信規制改革

- 1 改正2指令と新規則の制定
- 2 改革の要点

IV 枠組指令の紹介

おわりに

翻訳：電子通信ネットワーク及び電子通信サービスの
共通規制枠組に関する2002年3月7日の欧州議
会及び理事会指令2002/21/EC（枠組指令）（抄）
（指令2002/21/EC、指令2002/19/EC及び指令
2002/20/ECを改正する2009年11月25日の欧州議
会及び理事会指令2009/140/ECによる改正後の
統合版）

はじめに

情報通信分野の規制改革は、わが国の重要な
政策課題のひとつである。わが国では、1869年
に電信サービスが開始され、1890年に、電話交
換サービスが開始された。通信事業の規制緩和
が始まったのは電気通信事業法（昭和59年12月
25日法律第86号）が施行された1985年である。
これにより、政府全額出資で1952年に設立され

た日本電信電話公社が民営化され、通信事業が
民間に開放されて、事業者間の競争促進、利用
者サービスの向上が図られた。その後、数度に
わたり電気通信事業法が改正され規制改革が進
められてきたが、近年になって、インターネッ
トをはじめとする情報通信技術が目覚ましく進
展し、通信の方法も多様化し、通信と放送の区
分が不明確になってきた。

こうしたことを背景に、総務省は2003年から
情報通信事業分野における競争状況の評価を開
始し、また、2006年には、通信と放送に関する
法体系を見直して「情報通信法」（仮称）とし
て一本化する検討を開始した。この課題に関す
る検討会も立ち上げられ、2007年には報告書が
提出された。内容の検討にあたっては、欧州連
合（以下「EU」という）の制度も参考とされ、
現行の通信と放送の区別による縦割りの法体系
を、コンテンツ、電送サービス、設備などの機
能を横にまとめる「層構造」へ転換することが
目指された⁽¹⁾。

これらの検討を受け、結論を得た部分につい
て、2010年の第174回国会（常会）に「放送法
等の一部を改正する法律案」（閣法第39号）が
提出されたが、衆議院は5月27日に通過したも
のの、会期切れになり、参議院で審査未了・廃
案となった。一方で、総務省は、ブロードバン
ドの整備やNTTのアクセス網の在り方の方向
性を検討する「光の道」構想⁽²⁾を進めている。
2011年には、総務省はこれに基づいた新法⁽³⁾の

(1) 背景の詳細については次の資料を参照。清水直樹「6 通信事業」『経済分野における規制改革の影響と対策』（調査資料2008-6）国立国会図書館調査及び立法考査局，2009，pp.73-86。〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2009/200886/06.pdf>〉 総務省の検討会の報告書は以下。『通信・放送の総合的な法体系に関する研究会報告書』2007.12.6。〈http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/tsushin_houseikikaku/pdf/071206_4.pdf〉 以後、インターネット情報はすべて2010年9月30日現在である。

法案を常会に提出する意向を表明し、普及に取り組む地方自治体を支援するための助成事業として30億円を平成23年度予算概算要求に盛り込んだ⁽⁴⁾。

本稿では、「情報通信法」の法案検討の際に参考とされた情報通信規制に関するEUの事例及び2009年に行われたEUの最近の改革を概観し、今後の国会審議の参考に供したい。

第I章では、情報通信事業とその規制一般について簡単に解説し、EUの情報通信規制改革について、法体系の変遷とその背景を第II章で概説する。第III章では、2009年に大幅な改正のあった情報通信規制改革を紹介し、同改革で改正された指令の中から、その中核をなす枠組指令の内容を第IV章で要約し、2009年に改正された後の同指令を訳出して末尾に付す。

I 情報通信事業と規制

1 情報通信とは何か

遠隔地との意思や情報の伝達を行う通信には、古くから郵便などの物理的な輸送手段が利用されてきたが、電話や無線通信など電磁的方式を利用する手段が用いられるようになってから、この分野では電気通信又は情報通信という用語が一般的に使用されている。

近年、情報通信を行うときには、コンピュータを始めとした電子機器を多用し、高度な情報

伝達技術が用いられるようになった。また、様々な情報通信サービスにより、情報のやりとりは1対1の交信に限定される必要もなく、さらに、放送と通信を明確に区別することも困難な状況になってきている。

その結果、これらの情報を伝達する方法や手段も多様になり、インターネット、衛星ネットワーク、パケット交換網、移動体地上ネットワーク、ラジオ及びテレビ放送に使用されるネットワーク並びにケーブルテレビネットワークなども含むものとして考える必要が出てきている。

こうした状況から、EUでは、後述する2002年の情報通信規制改革から、それまで使用してきたtelecommunications（遠隔通信又は電気通信）という用語をelectronic communications（電子通信）という用語に切り替えた。EUは、これを、電子的な手段、電話、ファクシミリ、インターネット、ケーブル、衛星などを介したすべての形態の通信を可能な限り広く含むものと捉え、特定の技術に限定することなく、将来の技術の進展も包含するものとしている⁽⁵⁾。

2 何ゆえ規制が必要なのか

情報通信に関する規制を論ずる前に、そもそも情報通信事業には何ゆえ、またどのような規制が必要となりうるかということについて触れておきたい。

(2) 『『光の道』戦略大綱（案）』（グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース「過去の競争政策のレビュー一部会」「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」第13回会合資料）2010.8.31. <http://www.soumu.go.jp/main_content/000079745.pdf>

(3) 新法は次のものが想定されている。「基盤整備の促進、周波数再編の実施、公正競争の一層の活性化のための環境整備、公正競争の一層の活性化のための環境整備、ユニバーサル・サービス制度の見直し、ICTの利活用を妨げる各種制度・規制の見直し」同上

(4) 『『光の道』30億円要求…総務省が大綱』『YOMIURI ONLINE読売新聞』2010.9.1. <<http://www.yomiuri.co.jp/net/news/20100901-OYT8T00405.htm>>

(5) “EU Telecoms: the Article 7 procedure, the role of the Commission and the impact of the EU Telecoms Reform - Frequently Asked Questions,” *Press Releases RAPID*, MEMO/07/457, 13 November 2007. <<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/07/457&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>>

より充実した情報通信サービスとその機会均等の追求は、情報格差のない豊かな社会を構築しようとする手段のひとつであり、通信においてこれを提供するサービスはユニバーサル・サービスと呼ばれている⁽⁶⁾。

市場統合を目指すEU域内においては、国際的な人と物の移動は自由で、何ら制約がない。しかし、そんな移動先の各加盟国や地域で利用する情報通信の方法や条件が異なるのは、すこぶる具合が悪い。

情報通信事業を開始する当初にあたっては、通常、新規技術を開発し、大きなネットワーク基盤を構築する必要がある、これを可能とする事業体が必要となる。わが国では、明治時代に通信省によって通信事業が開始され、これが日本電信電話公社に引き継がれたように、情報通信事業は基盤の構築が可能になって初めて実現可能な事業である。そして、多くの利用者の獲得が安価なサービスにつながっていくという「規模の経済」がここに作用する。

いったん、国営事業のような形で始まった事業形態は、国営又は特定事業者による独占、特にネットワーク基盤から通信サービスまでのすべてを縦割りに一貫して提供する垂直統合的な独占になりがちである。そのような独占又は寡占に近い状態においては、利用料金の低減やサービスの多様化に限界が生じる可能性も高くなる。

したがって、今日のように電子情報通信技術が発達してきている中で、新規の技術やサービスの導入、価格の低減を実現するためには、競争の原理を働かせることが必要になってくる。一方、産業育成などの行政の観点からも、多様な事業者の通信事業への参入機会が保障される

べきであり、どの企業にも自由で公平な事業参入の機会が与えられるべきとする考え方もある。また、後述するが、こうした政策が、経済成長に寄与する効果への期待も挙げられている。

しかし、実際にこれを実現するには様々な問題や課題がある。

すでに当初から、又は結果として、特定の通信市場が、ある事業者の独占状態にある場合には、何らかの規制の調整が必要となる。例えば、そこに、競争を制限する規制がかけられているのであれば、これを撤廃あるいは緩和して、他業者の参入を可能とする必要が出てくる。あるいは、独自にネットワーク基盤を構築することは新規業者にとって困難である場合が多いが、そのような業者がより事業に参入しやすくするためには、既に独占的な事業者が所有するネットワーク基盤などを他業者にも開放し共有するために規制を行うことも逆に必要になってくるであろう。また、垂直統合されている経営形態を規制し、ネットワーク提供と通信サービスを分離して、それぞれの市場で競争を奨励するなどの規制もありうる。

そのほかにも様々な手段が考えられるが、ともあれ、滞りのない自由競争が行われていない場合は、何らかの方法による規制の管理が必要となってくる可能性が高いといえる。

II EUの情報通信規制改革の経緯

1980年代の欧州の通信市場においては、国営等による垂直統合された独占事業体が多くを占めていた。単一市場を推進する欧州共同体は1987年に「電気通信サービス及び機器の共通市

(6) EUにおいて「ユニバーサル・サービス」とは、2002/22/EC指令（ユニバーサル・サービス指令）に定義する、特定の品質を持つ最小限のサービス一式であって、地理的な場所及び特定の国情にかかわらず、すべての人が適切な価格で利用できるものをいうとしている。（枠組指令2002/21/EC第2条(j)）

場の発展に関する緑書⁽⁷⁾を公表し、加盟国間で共通な競争体系を構築して市場の自由化を進めることが重要であるとした。この方針に従い、表1の第1列に示すように、通信網の相互接続や情報通信サービスの相互運用性を確保するために必要と考えられる指令や決定が次々と制定された。そして、1996年には、完全競争指令(96/19/EC)⁽⁸⁾が制定され、1998年には電話の独占が廃止され、電気通信分野における完全自由化が実施された。自由化にあたって、相互接続指令(97/33/EC)⁽⁹⁾では、市場占有率25%以上の事業者を「顕著な市場支配力 (significant market power 以下「SMP」という)」を有するものと規定し、SMPを有する事業者に対し、相互接続における差別の禁止、透明性の確保などの規制が適用された。

欧州委員会は、これら法令の各国の実施状況について調査及び分析評価を行い、1999年に「1999年通信レビュー」を始めとする政策文書等を発表した⁽¹⁰⁾。欧州委員会は、これらの政策文書において、完全自由化によって電気通信市場に急速な競争の進展が見られるにもかかわらず、依然、すべての加盟国において、垂直統合

的なSMPを有する事業者が存在していること、さらに、インターネットやグローバル化によって市場が激しく変化してきていることなどを指摘した。そして、既存法令の再検討を行う必要性を指摘し、電気通信基盤及び関連サービスのための新しい枠組の構築を提案した。

これに基づいた検討の結果、欧州委員会は、この分野に係る既存の法令体系を統合再編する新しい電気通信規制改革を提案することとし、表1の第2列に示す、枠組指令、認可指令、アクセス指令、ユニバーサル・サービス指令並びにプライバシー及び電子通信指令⁽¹¹⁾を2000年に提案し、これらは2002年4月に欧州議会及び閣僚理事会によって採択された。競争指令(2002/77/EC)もこれらの指令に合致するように修正かつ統合再編され同年7月に採択された。これらの指令の国内法による実施は翌年までに行うことが義務付けられていたが、各加盟国で実施の遅延が続出した⁽¹²⁾。EUが電気通信という用語を電子通信という用語に切替えたのもこの時点からであり、以下では便宜上、電子通信の用語に統一する。

この一連の法令制定は2002年電子通信規制改

(7) COM (87) 290 final : “Towards a Dynamic European Economy. Green Paper on the Development of the Common Market for Telecommunications Services and Equipment,” 30 June 1987.

(8) “Commission Directive 96/19/EC of 13 March 1996 amending Directive 90/388/EEC with regard to the implementation of full competition in telecommunications markets,” *Official Journal of the European Communities*, L74, 22.3.1996, pp.13-24. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31996L0019:EN:HTML>>

(9) “Directive 97/33/EC of the European Parliament and of the Council of 30 June 1997 on interconnection in Telecommunications with regard to ensuring universal service and interoperability through application of the principles of Open Network Provision (ONP),” *Official Journal of the European Communities*, L199, 26.7.1997, pp.32-52. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31997L0033:EN:HTML>>

(10) “The Commission launches a comprehensive review of the regulatory framework for electronic communications,” European Commission, IP/99/825, 10 November 1999. <<http://ec.europa.eu/archives/ISPO/infosoc/telecompolicy/press/ip99-825en.htm>>

(11) それぞれ、2002/21/EC、2002/20/EC、2002/19/EC、2002/22/EC、2002/58/EC。なお、EU法令の典拠については、特に注にしたものを除き、煩瑣になるため、本文中では個別に記述せず末尾の参考文献にまとめた。表1と共に参照のこと。

(12) 大谷健太郎「EU通信法と加盟各国における国内法化—EU電子通信規制パッケージをめぐる各国の動向—」『海外電気通信』37巻3号、2004.6、pp.31-33.

表1 EUの電子通信関係法令の改正による変遷

| | | |
|--|-----------------------------------|--|
| 1998年電気通信規制改革 | 2002年電子通信規制改革 | 2009年電子通信規制改革 (2002年電子通信規制改革法令の改正) (網掛部分) |
| | | 欧州電子通信規制者団体 (BEREC) を設置する新規則 (EC) No1211/2009 |
| 電気通信サービス競争指令 (90/388/EEC) (以下の指令によって改正) | 競争指令 (2002/77/EC) (統合化及び整合性確保) | 競争指令 (2002/77/EC) |
| 衛星通信指令 (94/46/EC) | | |
| CATVネットワーク指令 (95/51/EC) | | |
| 移動通信及び個人通信指令 (96/2/EC) | | |
| 完全競争指令 (96/19/EC) | | |
| CATV所有指令 (1999/64/EC) | | |
| ONP枠組指令 (90/387/EEC) (97/51/ECにより改正) | 枠組指令 (2002/21/EC) | 枠組指令 (2002/21/EC (規則 (EC) No717/2007により改正済)) (指令2009/140/ECにより改正) |
| 免許指令 (97/13/EC) | 認可指令 (2002/20/EC) | 認可指令 (2002/20/EC) (指令2009/140/ECにより改正) |
| GSM指令 (87/372/EEC) | | |
| ERMES指令 (90/544/EC) | | |
| DECT指令 (91/287/EEC) | | |
| S-PCS決定 (710/97/EC) | | |
| UMTS決定 (128/1999/EC) | | |
| 欧州緊急番号決定 (91/396/EEC) | | |
| 国際アクセスコード決定 (92/264/EEC) | | |
| ONP専用線指令 (92/44/EEC) (97/51/ECにより改正) | アクセス指令 (2002/19/EC) | アクセス指令 (2002/19/EC) (指令2009/140/ECにより改正) |
| TV標準化指令 (95/47/EC) | | |
| 相互接続指令 (97/33/EC) (98/61/ECにより改正) | ユニバーサル・サービス指令 (2002/22/EC) | ユニバーサル・サービス指令 (2002/22/EC) (指令2009/136/ECにより改正) |
| 音声電話指令 (98/10/EC) | | |
| 電気通信データ保護指令 (97/66/EC) | プライバシー及び電子通信指令 (2002/58/EC) | プライバシー及び電子通信指令 (2002/58/EC) (指令2009/136/ECにより改正) |
| | ローカルループ・アンバンドリング規則 (2000/2887/EC) | → (2000/2887/EC は、指令2009/136/ECにより廃止) |
| | 無線周波数決定 (626/2002/EC) | 無線周波数決定 (626/2002/EC) |

2009年に追加された規則、改正のあった指令には網掛を施した。

出典: COM/99/0539: Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions - Towards a new framework for Electronic Communications infrastructure and associated services - The 1999 Communications Review. 及び各法令を基に筆者作成。

革と呼ばれている。この改革の目的は、EU域内における電子通信市場を、より動的で競争力を持つように推進していくことにあった。規制

の枠組は、無線か有線、音声か画像、放送か個人通信、インターネットか閉鎖系ネットかなどの違いにかかわらず、電子通信に関する共通の

ルールを提供しようとするものであるが、そのために採った主な方法を挙げれば次のとおりである。

- ・電子通信に関する規制の対象とする分野を大きく2つに分け、電子通信ネットワークと電子通信サービスとした。すなわち、物理的基盤部分とその上で行われるサービスの層に分割した。
- ・基本的に事後規制とし、事前規制の対象はSMPを有する事業者に限定した。規制は、実質的な競争状態になれば速やかに解除することとし、段階的に事前規制を廃止して一般的な競争法に基づく事後規制に移行するとした。
- ・事前規制の必要性を判断するために、欧州委員会が競争評価を実施すべき対象としての市場を勧告する。欧州委員会は2003年2月、18市場（小売7、卸売11）に対して競争評価を行うよう勧告した⁽¹³⁾。
- ・市場分析及びSMPの有無の判断のための指針の策定。欧州委員会は2002年7月に最初の、市場分析及びSMP評価に関する指針を策定した⁽¹⁴⁾。
- ・許認可を簡略化して届出、報告に代える、原則許可を促進する。
- ・国内監督庁の権限を強化し、各国内監督庁間

及び欧州委員会との意思疎通、情報交換を図る。

- ・社会の情報格差をなくすためにユニバーサル・サービスに関する義務を課し、また、欧州緊急通話番号112を設ける。
- ・電子通信規制改革立法提案の採択に先駆けて、直接加盟国に適用する規則として2000年に制定したローカルループ・アンバンドリング規則（2000/2887/EC）では、通信回線の部分でSMPを有する事業者が通常保有していた「市内交換局から加入者宅までの回線」の部分をも細分化して競争事業者に差別なく開放することを義務付けた。

2002年の電子通信規制改革はこのとおりであるが、欧州委員会は、枠組指令の第25条に従って、2006年にその枠組の機能について最初の見直しを行った⁽¹⁵⁾。

この分析を基に、欧州委員会は2007年11月、この枠組を見直すための政策の選択肢とその影響評価を添えて、新たな電子通信規制改革の提案を欧州議会及び閣僚理事会に対して行った⁽¹⁶⁾。この新しい電子通信規制改革の提案は次の2指令案、1規則案であった。2指令案は、既存指令等を改正するものであり、規則案は、EUレベルの電子通信の規制機関を新規に設置するも

⁽¹³⁾ “Commission Recommendation of 11 February 2003 on relevant product and service markets within the electronic communications sector susceptible to *ex ante* regulation in accordance with Directive 2002/21/EC of the European Parliament and of the Council on a common regulatory framework for electronic communication networks and services (2003/311/EC),” *Official Journal of the European Union*, L114, 8 May 2003, pp.45-49. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2003:114:0045:0049:EN:PDF>)

⁽¹⁴⁾ 2002/C 165/03: “Commission guidelines on market analysis and the assessment of significant market power under the Community regulatory framework for electronic communications networks and services,” *Official Journal of the European Communities*, C165, 11 July 2002, pp. 6-31. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2002:165:0006:0031:EN:PDF>)

⁽¹⁵⁾ COM (2006) 334 final: “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL, THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS on the Review of the EU Regulatory Framework for electronic communications networks and services,” COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES, 29.6.2006. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2006:0334:FIN:EN:PDF>)

のであった。

- COM (2007) 697 : 枠組指令 (2002/21/EC)、アクセス指令 (2002/19/EC) 及び認可指令 (2002/20/EC) を改正する欧州議会及び理事会指令案⁽¹⁷⁾
- COM (2007) 698 : ユニバーサル・サービス指令 (2002/22/EC)、プライバシー及び電子通信指令 (2002/58/EC) 並びに消費者保護協力に関する規則 ((EC) No2006/2004) を改正する欧州議会及び理事会指令案⁽¹⁸⁾
- COM (2007) 699 : 欧州電子通信市場監督機関 (European Electronic Communications Market Authority) を設立する欧州議会及び理事会規則案⁽¹⁹⁾

この新電子通信規制改革の包括立法提案は、これまでの規制枠組は一般に成功と評価しつつ、ブロードバンドの普及、地上デジタル放送への移行と、通信環境が急速に変化し進展していくEUの状況においては、この枠組の改善を図り、さらに電子通信市場を統合する必要があるとして、これを進めようとするものであった。

この包括立法提案と同時に、欧州委員会は、前述したように、それまで18市場としていた競争評価の関連製品及びサービス市場の事前規制対象を見直して、7市場（小売1、卸売6）とする改正勧告を策定し、これは2007年12月に公示された⁽²⁰⁾。

電子通信規制改革の提案は、2年間の議論の

⁽¹⁶⁾ 欧州委員会が行った影響評価は以下。SEC (2007) 1472: “Commission Staff Working Document IMPACT ASSESSMENT accompanying document to the: Proposal for a Directive of the European Parliament and the Council amending European Parliament and Council Directives 2002/19/EC, 2002/20/EC and 2002/21/EC Proposal for a Directive of the European Parliament and the Council amending European Parliament and Council Directives 2002/22/EC and 2002/58/EC Proposal for a Regulation of the European Parliament and the Council establishing the European Electronic Communications Markets Authority,” COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES, 13.11.2007. <<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/07/st15/st15416.en07.pdf>>

⁽¹⁷⁾ COM (2007) 697 final: “Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2002/21/EC on a common regulatory framework for electronic communications networks and services, 2002/19/EC on access to, and interconnection of, electronic communications networks and services, and 2002/20/EC on the authorisation of electronic communications networks and services,” COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES, 13.11.2007. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2007:0697:FIN:EN:PDF>>

⁽¹⁸⁾ COM (2007) 698 final: “Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2002/22/EC on universal service and users’ rights relating to electronic communications networks, Directive 2002/58/EC concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector and Regulation (EC) No 2006/2004 on consumer protection cooperation,” COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES, 13.11.2007. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2007:0698:FIN:EN:PDF>>

⁽¹⁹⁾ COM (2007) 699 final: “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing the European Electronic Communications Market Authority,” COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES, 13.11.2007. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2007:0699:FIN:EN:PDF>>

⁽²⁰⁾ “Commission Recommendation of 17 December 2007 on relevant product and service markets within the electronic communications sector susceptible to ex ante regulation in accordance with Directive 2002/21/EC of the European Parliament and of the Council on a common regulatory framework for electronic communications networks and services (2007/879/EC),” *Official Journal of the European Union*, L344, 28.12.2007, pp.65-69. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2007:344:0065:0069:EN:PDF>>

末、2009年11月25日に採択された。この内容については2009年の電子通信規制改革として次章で解説することとし、本節では、ここまでのEUの電子通信関係法令の改正による変遷を表1に整理しておくことにとどめる。

Ⅲ 2009年電子通信規制改革

1 改正2指令と新規則の制定

前章で紹介したように、2009年に行われた電子通信規制に関する改正は、電子通信環境の急激な変化に対応しようとするものであった。その主な狙いは、消費者の選択肢をより広げること、市場の競争を促進すること、効果的で中立な規制機関を確保すること、競争インフラに新規投資を呼び込むこと、新しい無線サービスへのための余裕を確保すること、市民に開放されたインターネットを確保しようとするところである⁽²¹⁾。

この電子通信規制改革は2つの改正指令と1つの新規則からなっている。

改正指令の1つは、いわゆる「より良い規制(Better Regulation)」指令⁽²²⁾、もう1つは「市

民の権利(Citizen's Rights)」指令⁽²³⁾と呼ばれるものである⁽²⁴⁾。

「より良い規制」指令は、現行の3指令(枠組指令、認可指令及びアクセス指令)を大改正するもので、その中で、特に議論の焦点となったのは以下の点であった。

- ・違法インターネットアクセスの遮断に関して司法の介入を要するとした。
- ・事前規制に関する欧州委員会と各加盟国の国内監督庁との協議の際、欧州委員会に拒否権を付与せず勧告権限にとどめた。
- ・適当な義務の賦課では効果的な競争を達成できない場合の最終手段として、SMPを有する事業者に機能分離を命じる権限を国内監督庁に付与した。

「市民の権利」指令は、現行2指令(ユニバーサル・サービス指令並びにプライバシー及び電子通信指令)を改正し、1規則(ローカルループ・アンバンドリング規則)を廃止するものである。この指令は、ユニバーサル・サービスの対象範囲を公衆電話から公衆が利用可能な電子通信ネットワーク及びサービスにまで拡大し、ネットワークの中立性及び個人情報の保護

⁽²¹⁾ “EU Telecoms Reform: 12 reforms to pave way for stronger consumer rights, an open internet, a single European telecoms market and high-speed internet connections for all citizens,” *Press Release, MEMO/09/513*, 20 November 2009. (<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/513&type=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>)

⁽²²⁾ “Directive 2009/140/EC of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 amending Directives 2002/21/EC on a common regulatory framework for electronic communications networks and services, 2002/19/EC on access to, and interconnection of, electronic communications networks and associated facilities, and 2002/20/EC on the authorisation of electronic communications networks and services,” *Official Journal of the European Union*, L337, 18.12.2009, pp.37-69. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:337:0037:0069:EN:PDF>)

⁽²³⁾ “Directive 2009/136/EC of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 amending Directive 2002/22/EC on universal service and users’ rights relating to electronic communications networks and services, Directive 2002/58/EC concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector and Regulation (EC) No 2006/2004 on cooperation between national authorities responsible for the enforcement of consumer protection laws,” *Official Journal of the European Union*, L337, 18.12.2009, pp.11-36. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:337:0011:0036:EN:PDF>)

⁽²⁴⁾ “Report,” COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION, Interinstitutional File: 2007/0247 (COD), 10334/08, 6 June 2008, p.2. (<http://register.consilium.europa.eu/pdf/en/08/st10/st10334.en08.pdf>)

についての規定を強化した。

各加盟国には、これらの改正指令を2011年5月25日までに国内法で実施することが義務付けられている。

新規則は、欧州電子通信規制者団体（Body of European Regulators for Electronic Communications 以下「BEREC」という）の創設及びその事務局を設置する規則²⁵⁾である。

この組織は、EU全体の電子通信市場において、公正な競争及び法規の整合性を確保するためのものであるが、規則の提案（COM (2007) 699）当初、欧州委員会は、各加盟国の国内監督庁を監督する機関として、市場評価やEUの周波数管理を行うに当たって決定権を有する組織を想定していた。しかし、これは、欧州議会 の要請により、最終的には、権限を持たない諮問機関として位置づけられることとなり、名称も提案当初の欧州電子通信市場監督機関から欧州電子通信規制者団体と名称も実態も変更された。

BERECは既に発足しており、事務局については、2010年5月31日にラトビアの首都リガを所在地とする決定がなされている²⁶⁾。

2 改革の要点

2009年電子通信規制改革の要点を、EUの報道発表が挙げた12点²⁷⁾に沿って紹介する。

(1) 契約電話会社を変更する際に、固定・携帯電話の電話番号を維持したまま、1営業日以

内で変更手続可能な権利の保障

現在、EU平均では、携帯電話の変更に8.5日、固定電話の変更に7.5日要しているが、この期間を1日にするというものである。電話会社との加入契約において、電話会社は消費者に対して最長継続期間は24か月を超えて要求してはならないとされた。また、契約においては、最長12か月までの期間は提示しなければならないとされた。（ユニバーサル・サービス指令第30条第4～5項）

(2) 消費者への情報提供の改善

消費者が契約の具体的内容を理解できるように、契約において、特に、サービス品質の最低水準保証、基準未達成時の補償及び返金規定、電話帳への登録の可否並びに優遇条件などの情報を明記しなければならない。（ユニバーサル・サービス指令第20～22条）

(3) インターネットの自由に関する市民の権利保護

これは、最後まで議論の焦点として提案採択を遅延させる一因となった課題である。消費者の違法利用に対してアクセスを遮断する手続に関するもので、電子通信ネットワーク及び電子通信サービスの利用は「人権及び基本的自由の保護のための欧州条約」及び欧州共同体の法令の一般原則が保障するところであり、推定無罪の原則及びプライバシー権が尊重されなければならないとしており、司法

²⁵⁾ “Regulation (EC) No 1211/2009 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 establishing the Body of European Regulators for Electronic Communications (BEREC) and the Office,” *Official Journal of the European Union*, L337, 18.12.2009, pp.1-10. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:337:0001:0010:EN:PDF>>

²⁶⁾ 2010/349/ EU: “Decision taken by common accord between the Representatives of the Governments of the Member States of 31 May 2010 on the location of the seat of the Office of the Body of European Regulators for Electronic Communications (BEREC),” *Official Journal of the European Union*, L156, 23.6.2010, p.12. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:156:0012:0012:EN:PDF>>

²⁷⁾ *op.cit.* (21)

的な検証が必要であるとされた²⁸⁾。(枠組指令第1条第3項)

(4) インターネットの開放性及び中立性の新たな保障

ブロードバンドサービス提供事業者の競争によって、より多くの消費者の選択肢を確保する。インターネットにおける中立性と自由を促進²⁹⁾するために、ネットワークのサービスに関する品質の最低水準を設定する権限が各国内監督庁に付与された。欧州委員会は中立性の確保状況について定期的に欧州議会及び閣僚理事会に報告することとされた。(枠組指令第8条、ユニバーサル・サービス指令第20～23条)

(5) 個人情報侵害及びスパムからの消費者保護

個人のプライバシーの課題は改革の優先課題であった。氏名やメールアドレス、銀行口座等の情報、そして特に電話やインターネット上でやりとりするデータ、これらは安全に保護されなければならない。事業者はそれらの処理及び保管に責任を持つ。そのために、改正法では、個人データの侵害に関する事象を規制当局に報告する義務を通信事業者に課すこととされた。加えて、Webサーバとブラウザ間の状態を管理するためにユーザ情報などを記録するクッキー等の使用に関しては、利用者の事前同意を必要とするなど、規定も強化することとされた。インターネット接続業者には、その業務や顧客保護のため、スパ

ム行為に対処するための法的措置を講じる権限が与えられるとされた。(プライバシー及び電子通信指令第4条、第5条)

(6) 欧州緊急サービス番号「112」の利便性向上

先述のようにEUでは、無料の欧州緊急サービス番号「112」がユニバーサル・サービス指令第26条によって規定され、運用されている。改正法では、これについて、電話に限定しない新技術への対応、発信者の位置情報の提供が求められ、さらに、加盟国間における旅行者に対しても情報の周知を図るものとされた。なお、アクセスの公平性を確保するために、障害者の必要なサービス及び機能を提供する端末の利用可能性を促進するものとされた(同指令第23a条)。

(7) 各加盟国の国内監督庁の独立性向上

改正法により、事業者間の紛争の解決に責任を持つ各国内監督庁は、その権利の行使には独立性をもつことが要請され、他のいかなる機関からの指示を求めることも、受けることもしてはならないとされた。その専横を防ぐための条項は、その長の解雇権限を国に与えることで保障している。(枠組指令第3条第3a項)

(8) BERECの設立

新規則((EC) No1211/2009)により、EU横断的な電子通信の規制機関であるBEREC

²⁸⁾ 同時期にフランスにおいて、違法ダウンロードを3回繰り返した者に対してインターネット接続を遮断することについて論議があったが、改正では微妙な表現ながら司法の介入を規定した。フランスの事例については以下を参照。鈴木尊紘「【フランス】インターネット違法ダウンロード規制強化法の制定」『外国の立法』No.242-1, 2010.1, p.28. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02420111.pdf>>

²⁹⁾ 「ネットの中立性に関する欧州委員会の宣言」も出されている。“Commission declaration on net neutrality,” INFORMATION FROM EUROPEAN UNION INSTITUTIONS AND BODIES, *Official Journal of the European Union*, 2009/C 308/02, 18.12.2009. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2009:308:0002:0002:EN:PDF>>

を設置した。BERECが表明する見解を採択するに当たっては、27の加盟国代表各1票による3分の2以上の賛成で採択されるが（第4条第9項）、各国内監督庁の改善措置に対する欧州委員会の分析への見解については単純多数決による（枠組指令第7a条）。BERECは求めに応じて、特に、国際間の問題に関する決定において、各国内監督庁に助言や支援を行う。

(9) 市場における競争の改善措置に関する欧州委員会の発言力の強化

改正法では、加盟各国間で一貫性のない規則が適用されて単一市場における競争に歪みをもたらすことがないように、各国内監督庁が提案する規制改善措置に対する欧州委員会の権限が強化された。各国内監督庁が計画した改善措置が、単一市場を阻害するものと認められる場合、欧州委員会はBERECとの緊密な協力のもとで、それを修正又は撤回するように当該国内監督庁に勧告することができるとされた（枠組指令第7a条）。

(10) 競争問題を解決する手段としての事業者の機能分離

通信事業者のネットワーク部分とサービス部分の機能を分離させると、投資意欲が高まり、市場競争を急速に促進し、消費者の選択肢も増やす効果があるとされる³⁰⁾。改正法では、垂直統合された事業について、透明性、無差別、会計分離等々の義務の賦課のみでは

競争の効果が上がらない場合、その例外的な最終手段として、当該事業者に垂直統合された事業を機能分離させる義務を課す権限が各国内監督庁に付与された。ただし、事前に欧州委員会に正当な根拠を付した当該提案を送付することが義務付けられている。（アクセス指令第13a条）

(11) 全欧州人へのブロードバンドの普及

2009年3月のEU公式発表³¹⁾では、EUにおける農村地域のブロードバンドネットワークへの接続人口は、平均70%であるという。

改正法は、無線周波数管理を改善し、有線敷設の経費が高む地域には無線ブロードバンドサービスを配備することによってデジタルデバイドを克服しようとしている。改革では、事業者が革新的な技術やサービスを導入しやすくするために無線周波数の利用が可能となるようにした（枠組指令第8a条、第9条、第9a条、第9b条）。

欧州委員会は、この改革による経済効果にはGDP年間0.1%上昇の可能性があると述べている。特に、アナログテレビをデジタルテレビ放送に切り替えることによって、無線周波数が従来占有していた帯域の5分の4が開放されるので、これを農村地域への無線インターネット、高速通信、高精細デジタルテレビ等に利用する「デジタル配当」によって、200～500億ユーロの景気促進効果を欧州委員会は期待している³²⁾。

これと並行して欧州委員会が重要な改革と

³⁰⁾ これは2006年に英国でBTが市内アクセス事業（オープン・リーチ事業部）を機能分離したことを根拠としており、ブロードバンド接続の急上昇が見られたという実績があると述べている。MEMO/09/513, *op.cit.* (21)

³¹⁾ “Better high-speed internet access needed to revitalise Europe’s rural regions, says Commission,” *Press Releases Rapid*, IP/09/343, 3 March 2009. <<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/343&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>>

³²⁾ “European Commission wants airwaves freed-up by move to digital TV to work for swift economic recovery,” *Press Releases Rapid*, IP/09/1595, 28 October 2009. <<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/1595&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>>

捉えて提案したのは、既に2009年10月20日に公布されたGSM³³⁾に関する指令³⁴⁾及び決定³⁵⁾である。これらは、GSM帯域において、通信速度が高速で品質が高くマルチメディアの利用に適した第3世代³⁶⁾携帯電話を事業者が利用できるようにしたもので、第4世代など今後の新技術への拡張も見込んでいる³⁷⁾。

さらに、2010年9月20日、欧州委員会は、EUにおける超高速ブロードバンドの普及³⁸⁾を促進するために3つの補完的措置を採択した³⁹⁾。第1は「単一市場の発展を促進するための次世代アクセス網（NGA）への規制されたアクセスに関する欧州委員会の勧告⁴⁰⁾」

であり、NGA市場における投資、競争及び革新性を奨励し、この市場のSMPを有する事業者に対する国内監督庁の対処指針を示すものである。第2は、欧州議会及び閣僚理事会の決定の提案で、効率的な無線周波数管理を促進する5年計画を立てるというものである。第3は、欧州デジタルアジェンダ⁴¹⁾のブロードバンド目標と合致する一貫性のある枠組を示す政策文書である。

(12) 次世代アクセスネットワークにおける競争と投資の促進

改正法は、低効率の銅線を高速の光ファイ

³³⁾ GSM (Global System for Mobile Communications) は欧州電気通信標準化協会 (European Telecommunications Standards Institute (ETSI)) の標準でデジタル携帯電話の一方式。900MHz帯、1.8GHz帯及び1.9GHz帯を利用する方式がある。

³⁴⁾ “Directive 2009/114/EC of the European Parliament and of the Council of 16 September 2009 amending Council Directive 87/372/EEC on the frequency bands to be reserved for the coordinated introduction of public pan-European cellular digital land-based mobile communications in the Community,” *Official Journal of the European Union*, L274, 20.10.2009, pp.25-27. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:274:0025:0027:EN:PDF>>

³⁵⁾ 2009/766/EC: “Commission Decision of 16 October 2009 on the harmonisation of the 900 MHz and 1800 MHz frequency bands for terrestrial systems capable of providing pan-European electronic communications services in the Community (*notified under document C (2009) 7801*),” *Official Journal of the European Union*, L274, 20.10.2009, pp.32-35. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:274:0032:0035:EN:PDF>>

³⁶⁾ これは3Gと呼ばれ、国際電気通信連合によって定められた「IMT-2000」標準に準拠したデジタル携帯電話。アナログ携帯電話が第1世代、デジタル携帯電話が第2世代。欧州では3Gに相当するものはUMTS (Universal Mobile Telecommunications System) と呼ばれている。

³⁷⁾ “EU ready for wireless broadband on GSM frequencies,” *Press Releases Rapid*, IP/09/1545, 20 October 2009. <<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/1545&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>>

³⁸⁾ 高速光ファイバーネットワークへのアクセス割合は、わが国が12%であるのに対して欧州人の1%に過ぎないという。“Digital Agenda: Commission outlines measures to deliver fast and ultra-fast broadband in Europe,” *Press Releases Rapid*, IP/10/1142, 20 September 2010. <<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/10/1142&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>>

³⁹⁾ *ibid.*

⁴⁰⁾ “Commission Recommendation of 20 September 2010 on regulated access to Next Generation Access Networks (NGA) (2010/572/EU)”, *Official Journal of the European Union*, L251, 2010.9.25, pp.35-48. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:251:0035:0048:EN:PDF>>

⁴¹⁾ 欧州デジタルアジェンダというのは、EUの2010年3月に策定した成長戦略「欧州2020」の主要事業7つの中の1つで、その中にインターネットアクセス確保と高速化（2013年:すべての人のアクセス、2020年:30Mbps（家庭の50%は100Mbps）を目標）が盛り込まれている。以下を参照。植月 献二「【EU】欧州デジタルアジェンダの策定」『外国の立法』244-1/2号, 2010.7-8, p.30. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02440112.pdf>>

バー又は無線に置き換えて高速インターネット接続を実現するもので、次世代アクセスネットワークにおける投資に法的な確実性をもたらし、競争を促進しようというものである。ここでは、競争促進や非差別原則を前提とした上で、投資リスクを勘案すること、そのために投資家と事業者が様々な協力的調整を行うことを認めている。(枠組指令第8条第5項)

IV 枠組指令の紹介

2009年電子通信規制改革は、6つにわたる法規の改正及び廃止並びに1つの新規則の制定であった。以下では、これらの法規の要となる指令として、枠組指令、すなわち、2002年4月24日に公布された「電子通信ネットワーク及び電子通信サービスの共通の規制枠組に関する2002年3月7日の欧州議会及び理事会指令2002/21/EC(枠組指令)⁽⁴²⁾」(以下「指令」という)を紹介する。これは、3度にわたって改正され、2009年電子通信規制改革においては大幅に改正された。以下に解説する内容は、「2002/21/EC、指令2002/19/EC及び指令2002/20/ECを改正する2009年11月25日の欧州議会及び理事会指令」によって行われた改正(以下「2009年の改正」という)を反映した内容である⁽⁴³⁾。

指令は、欧州共同体を通じて調和のとれた規制の枠組を確実に実施するための一連の手続を規定するものである。

以下、2009年の改正に視点を置きつつ指令全体の概要を紹介する。

指令の構成は次のとおりである。

第I章 範囲、目的及び定義(第1～2条)

第II章 国内監督庁(第3～7b条)

第III章 国内監督庁の責務(第8～13条)

第IIIa章 ネットワーク及びサービスの安全性及び完全性(第13a～13b条)

第IV章 総則(第14～25条)

第V章 補則(第26～30条)

附則II 各国内監督庁が第14条第2項第2段落に規定する共同の支配的地位の判定に用いる規準

指令の目的

指令の目的は、EUにおいて、電子通信サービス、電子通信ネットワーク及びそれらの関連設備及び関連サービスに関して調和のとれた規制の枠組を構築するというものであるが、2009年の改正においては、障害者のアクセスを促進することが付加された。また、前章で述べたように、電子通信ネットワーク及び電子通信サービスの利用においては、人権及び基本的自由が

⁽⁴²⁾ “Directive 2002/21/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on a common regulatory framework for electronic communications networks and services (Framework Directive),” *Official Journal of the European Communities*, L108, 24 April 2002, pp.33-50. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:108:0033:0050:EN:PDF>)

⁽⁴³⁾ 2007年6月27日の改正: “Regulation (EC) No 717/2007 of the European Parliament and of the Council of 27 June 2007 on roaming on public mobile telephone networks within the Community and amending Directive 2002/21/EC,” *Official Journal of the European Union*, L171, 29.6.2007, pp.32-40. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2007:171:0032:0032:EN:PDF>); 2009年6月18日の改正: “Regulation (EC) No 544/2009 of the European Parliament and of the Council of 18 June 2009 amending Regulation (EC) No 717/2007 on roaming on public mobile telephone networks within the Community and Directive 2002/21/EC on a common regulatory framework for electronic communications networks and services,” *Official Journal of the European Union*, L167, 29.6.2009, pp.12-23. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:167:0012:0023:EN:PDF>); 2009年11月25日の改正: *op.cit.* (22)

保障されるべきであり、これらへのアクセスの遮断には司法審査が必要であるとされた。(第1条)

国内監督庁

指令は、各加盟国に対し、指令が規定する各国内監督庁に相当する機関を設置あるいは指定することを義務付け、それが、電子通信のネットワーク、設備又はサービスを提供するすべての組織から法的に分離され、かつ機能的に独立していることを求めている。また、2009年の改正では、国内監督庁は、いかなる機関からの指示も受けてはならないことも規定され、新しく設置されたBERECと緊密に連携を保ち、特にその意見を考慮するものとされた。(第3条) 国内監督庁の措置によって影響を被る者の救済措置としては、当事者から独立した不服審査機関を設け、これに不服申立てを行う権利を保障するものとされている(第4条)。

この枠組が遵守されていることを国内監督庁が確認するために必要なすべての情報は、事業者が提供するものとされ、こうした情報は関係機関で共有することが規定されている。2009年の改正では、特に、国内監督庁に、競合他社が利用できるような情報の提供を事業者に要求する権限が与えられた。(第5条)

また、この枠組に従って各国内監督庁が透明性を図るために採る措置等が、関連市場に著しい影響をもつ場合には、保障措置として、その利害関係者に意見を述べる機会を与え、意見聴取手続に関する情報を発信する拠点を設置して情報を公開することが加盟国に義務付けられている。(第6条)

国内監督庁が事業者規制措置を採る場合の手順や、これに関与する欧州委員会やBERECの権限については2009年の改正において議論となったところである。

各国内監督庁が、規制を課することが正当で

あるという製品及びサービス市場の定義、市場の分析、SMPを有する事業者の特定及び義務の賦課などの措置を行う場合は、次の手続が採られる。

その措置が同時に加盟国間の通商に影響を及ぼす場合、国内監督庁は、欧州委員会、BEREC及び他の加盟国の国内監督庁に通知しなければならない。その通知を受けた機関は、1か月以内に限り、当該国内監督庁に対して意見を述べることができる。さらに、その措置が、欧州委員会の勧告と異なる関連市場を定義する場合、又はある事業者を、SMPを有すると指定する場合で、同時に、これが各加盟国間の通商に影響を及ぼす可能性があり、単一市場に障壁を生じさせ、第8条に規定する政策目標への適合に重大な疑義があると欧州委員会が考え、その旨の告知を行ったときは、当該措置案は更に2か月の間は採択されないものとされる。その期間に、欧州委員会は、当該国内監督庁に対し、当該措置案を撤回するよう要求することを決定することができる。2009年の改正では、この要求に対して、国内監督庁に6か月以内に当該措置案を修正又は撤回することを義務付けた。(第7条)

さらに、2009年の改正では、「救済措置の斉一な実施のための手続」という第7a条が新設され、SMPを有する事業者に対する規制措置の評価を行う次の手順が規定された。

市場が真に競争的であるか否かを判断する市場分析手続(第16条)の実施の結果、国内監督庁が、SMPを有する事業者に対して義務の賦課、変更又は撤回を求める場合の手続は次のとおりである。欧州委員会は、これが単一市場に障壁を生じさせ、又はEU法令への適合に重大な疑義があると考えられる場合は、その理由を、1か月以内に、当該国内監督庁及びBERECに対し通知できる。その場合、当該措置案は3か月の間採択されてはならない。この通知に応じ

て、BERECは、6週間以内に、当該措置案の修正又は撤回の要否に関する意見を提出し、必要に応じ、具体的な提案を添えて、その意見を公表しなければならない。なお、BERECが欧州委員会の通知内容を共有しない場合などには、欧州委員会は、国内監督庁に対して当該措置案を修正又は撤回することを要求し、具体的な提案を有する勧告を公表することができるとされた。

2009年の改正における欧州委員会の当初案は、上述の第7条の規定のように、国内監督庁に対する「拒否権」を同委員会が持つとするものであったが、最終的に勧告する権限にとどまった。また、BERECも欧州委員会当初案の意図した権限を有することなく、諮問機関の位置づけにとどめられた。

国内監督庁の責務

国内監督庁の責務は第Ⅲ章に規定されている。

第8条「政策目的及び規制原則」は、各加盟国には、技術的に中立な規制を行うことを、各国内監督庁には、文化及び言語の多様性並びにメディア多元性の促進に留意することを求めている。そして、次に要約したとおり、電子通信分野の政策目標を掲げ、各国内監督庁がこれらを達成するためにあらゆる合理的な措置を採るように求めている。

- ① 競争を促進すること。特に、障害者や2009年の改正で謳われた高齢者等の利益への配慮、競争の歪み及び制約を無くして、資源を効率的に利用し管理すること。
- ② 域内市場の発展に貢献すること。特に、欧州横断的ネットワーク及び汎欧州的サービスを隅々まで行き渡らせ、相互運用性を奨励すること。この枠組を遵守するために、欧州委員会及びBERECと協力すること。

- ③ EU市民の利益を促進すること。特に、ユニバーサル・サービスへの全市民のアクセス、サービス提供者との取引における消費者の保護、個人データ及びプライバシーの保護、サービス利用に関する明快な情報提供の促進、障害者等の需要への対応、ネットワークの完全性及び安全性を確保すること。2009年の改正では、利用者が情報へアクセスし情報を発信する能力やアプリケーション及びサービスを操作する能力を促進することが付加された。

2009年の改正では、これらの政策目標を追求するにあたり、各国内監督庁は、客観性、透明性、非差別性を担保し相当性のある規制原則を適用しなければならないとした。

その規制原則には、次を例示している。

- ・同様な環境における事業者に対する取扱いに差別が無いこと。
- ・消費者の利益に資する競争を保障すること。
- ・構造基盤への効率的投資及び革新性を促進すること。これを行うに際しては、競争原則等は前提であるが、投資事業者には危険がつきものであることを勘案するべきであって、投資の危険性を分散させるためには、投資家及びアクセスを求める関係者との間に多様な協力調整が行われてもよいとした。
- ・加盟国内の地域や条件の多様性に十分考慮すること。
- ・事前規制は、競争が効果的でない場合に限り課すものとし、条件が満たされたときには直ちにこれを緩和又は解除すること。

2009年の改正では、無線周波数政策における戦略的計画及び連携について第8a条が追加された。これは、EU全体の無線周波数の利用に関する戦略的計画、連携及び協調において、各加盟国は、相互に、また欧州委員会とも協力し

て、これを促進しなければならないこと、欧州委員会は、複数年度にわたる無線周波数政策の計画を策定する立法提案を欧州議会及び閣僚理事会に提出できることを規定した。

資源の有効活用を図る条項についても規定があり、次のとおりである。

具体的な無線周波数の管理は、第9条に規定されている。2009年の改正では、各加盟国に対し、無線周波数は重要な公共財なので、これを効果的に利用し管理すること、周波数の配分や免許等の発行には差別があってはならず、客観的かつ透明でなければならないこと、特に、規模の経済及びサービスの相互運用性などの利用者の便益を追求し、EU全域における無線周波数利用の調和を促進しなければならないこととしている。また、マルチメディアや新技術を念頭に、あらゆる種類の技術や電子通信サービスを無線周波数帯において利用できるようにすることを求めている。ただし、各加盟国は、電子通信サービスの種類毎に非差別的な制約事項を課することができるものとしている。また、電子通信サービスの提供を、特定の帯域において行うことを要求する措置を採る場合は公共利益のためでなければならないと、反対に、特定の帯域において他の電子通信サービス提供を禁止する場合は、ライフサービスの安全性保護に限って規定できるものとする。その他、各加盟国は、罰則を適用することによって、周波数の買いだめを防ぐ規定を置くことができるものとした。

2009年の改正で新設した第9b条では、無線周波数の個別利用権の譲渡又は賃貸について定め、正当な利用による有効活用を図っている。

また、同様に、有限の番号資源、ドメイン名及びアドレスの付与に関しては、客観的、透明かつ非差別的な手続を各国内監督庁に策定するよう求めている（第10条）。

物理的な資源の有効活用に関しては、次の定めがなされている。最初に、第11条で公有地又

は私有地に設備を設置する敷設権について規定している。事業者の敷設許諾申請に対して、管轄機関は、客観的な手続に基づいて、透明性及び非差別の原則に従って6月以内に決定すること。また、事業者が公共機関や地方機関と繋がりを持っている場合は、それらの機関と管轄機関の機能の効果的な構造的分離を行うことなどが規定されている。

第12条では、そうした設備の設置の際に、ネットワークや関連設備を共用することに関して規定されている。国内監督庁は、電子通信ネットワークの提供者に対し、建物、配線、アンテナ等の設備又は所有地を共用する義務を課することができるものとしており、各加盟国は、環境、公衆衛生、公共の安全を保護するため、又は都市及び地方の計画目標に対応するために、提供者に対し、施設若しくは所有地の共用又は公共事業の協調を促進する措置を採ることを要求できるものとしている。

第13条は、垂直統合された事業の層を分離する規定で、公衆通信ネットワークとサービスの提供の分離を規定している。公衆通信ネットワークを提供する事業者がサービス提供に対しても権利を有している場合、各加盟国は、当該事業者に対して、会計分離及び財務報告を行うこと、公衆通信ネットワークとサービスの活動に構造分離を適用することについてその条件を規定している。

ネットワーク及びサービスの安全性及び完全性

第IIIa章は2009年の改正によって挿入された章である。

第13a条はネットワーク及びサービスの安全性及び完全性について、各加盟国に対してリスク管理を行うこと並びに技術的及び組織的措置を採ることを定め、国内監督庁にも、他の加盟国の国内監督庁及び欧州ネットワーク情報セキュリティ庁への通知、毎年の概要報告書の欧州

委員会及び欧州ネットワーク情報セキュリティ庁への提出などを義務付けている。

そして、第13b条では、安全性及び完全性の確保のために事業者に対して拘束力のある命令を出し、また、安全性及び完全性の評価に必要な情報の提供を要求する権限や当該事項に関する調査権限を管轄の国内監督庁に与えることを加盟国に求めている。

総則

第IV章は一般的な規定として、SMPを有する事業者の特定、市場の定義及び分析、標準化、加盟国間での実施に係る齟齬の調和手続などを定めている。

SMPを有する事業者を特定する基準は、第14条に定められている。事業者が、単独又は共同で、支配的な地位を持っているとき、すなわち、競合事業者や顧客、最終的には消費者を意に介さずふるまうことが可能なほどの経済力を享受しているとき、これをSMPを有すると見なすものとしている。複数事業者が共同で支配的な地位にあるか否かを評価する際に用いる規準は、附則IIに規定されている。

どのような市場において規制を課することが適当であるかについては、第15条に規定され、欧州委員会は、そのような製品市場やサービス市場をその特徴から識別し、競争法の原則に基づいて市場を定義しなければならないとし、その手続を規定している。欧州委員会は、一定の手続を経て、規制を課することが適当である関連製品及びサービス市場を指定する勧告を採択し、その定期的な見直しを行うことが義務付けられている。また、市場分析及びSMP評価に関する指針を公表することも義務付けられている⁽⁴⁴⁾。各国内監督庁は、その勧告及び指針を考慮し、競争法の原則に従って、国内状況に適し

た関連市場、特に、各国内の関連地域市場を定義しなければならない。

第16条はSMPに関する市場分析手続について定めている。各国内監督庁は、勧告及び指針に従って、事業者への義務の賦課又は課した義務の継続、変更若しくは免除を決定するに際し、関連市場の分析を実施し、真に競争的であるかを判断しなければならない。そして、当該市場が真に競争的であると判断するときは、規制的な義務は課してはならず、また、課した義務を継続してはならない。反対に、関連市場が事実上競争的でないとは判断するときは、SMPを有する事業者を特定し、特定の義務の賦課、継続又は変更を行わなければならない。2009年の改正では、これらの手続に関して、措置の見直し期間などの規定を付加している。

第17条と第18条は標準化に関する事項を規定している。電子通信の分野では、規格又は仕様が異なれば相互運用性が保証されなくなり、利用者の選択の自由が阻害されることになる。したがって、欧州委員会は、ネットワーク及びサービスの調和のある提供を奨励するために、非強制的な標準規格又は仕様の一覧を策定しEU官報で公表することとし、各加盟国は、その利用を奨励しなければならないとしている。ただし、それらの標準規格等が適切に実施されず、サービスの相互運用性が確保されない場合は、欧州委員会は一定の手続の下に、当該標準規格又は仕様の実施を強制的に行うことができるものとされている。

電子通信の分野において、相互接続性は重要な問題である。第18条では、デジタル双方向テレビ放送サービスの相互運用性を確保するために、伝送方式にかかわらず、提供業者は公開API⁽⁴⁵⁾を使用すること、2009年の改正では、障害者サービスの提供に協力することなどを定め

⁽⁴⁴⁾ 2度の勧告及び指針が出されたことについては、第II章の経緯を参照。

ている。

第19条は、こうした枠組の中で、欧州委員会が各国内監督庁による実施における相違があり、これが域内市場に障壁を生じさせていると判断するとき、同委員会は勧告又は決定を行うことができることを定めている。2009年の改正では、その相違を調和させるための条件と手続を具体化し、加盟国等での対応について規定した。

事業者間の紛争解決については、第20条において、当事者からの要請に応じて、4か月以内に、紛争解決のための拘束力のある決定を行う義務を国内監督庁に課している。

EU域内での国際間の紛争解決については、第21条に規定されており、2009年の改正の規定では、特にBERECへの諮問によるその調整力が期待されている。

2009年の改正によって、罰則規定が設けられた。第21a条は、各加盟国に対して、この指令及び特定指令⁽⁴⁶⁾と呼ばれる4指令に従って採用された国内規定への違反に適用する罰則を、改正指令の国内法による実施期限である2011年5月25日までに制定するよう求めている。

第22条は、欧州委員会が通信委員会に補佐されること、この指令の改正時の手続に適用する法令を指定している。

情報交換の義務については、第23条で規定され、情報公開については第24条で定められている。各加盟国には、この指令及び特定指令の適用に関する最新情報を公開することが義務付けられている。

第25条には、指令の見直し手続が規定され、

欧州委員会は、定期的にこの指令が機能しているか否かを再検討し、欧州議会及び閣僚理事会に報告しなければならないとしており、2009年の改正は、この見直し規定によってなされたものである。

以上が本則に関する説明であるが、附則II「各国内監督庁が第14条第2項第2段落に規定する共同の支配的地位の判定に用いる規準」があり、これは、複数の事業者が、SMPを有すると考えられるときの特徴を一覧化している。これは、包括的なものでなく例示的なものとして参照されるべきものであるが、2002年時点で14項目あった特徴のうち、2009年の改正では11項目が削除、3項目が追加され6項目になった。参考までに挙げると、需要の弾力性低下、類似した市場占有率、法令上又は経済上の高い参入障壁、集団的な供給の拒否を行う垂直統合、対抗する買い手力の不足、潜在的競争のないこととなっている。

以上が指令の概要である。なお、2009年の改正の内容、すなわち2009年11月25日の改正指令(2009/140/EC)の内容については、同指令第5条により、各加盟国に2011年5月25日までに国内法で実施することが義務付けられている。

指令の詳細については、本稿末尾に付した翻訳を参照していただきたい。翻訳は、改正指令自体を翻訳したものではなく、改正後の指令を訳出した。

⁽⁴⁵⁾ API : Application Program Interface 枠組み指令の定義では、「放送事業者又はサービス提供者から提供されるアプリケーション間のソフトウェアインターフェース、並びにデジタルテレビ及びラジオ放送サービスのための拡張デジタルテレビ装置の中の資源をいう。」としている(第2条(p))。

⁽⁴⁶⁾ 「特定指令」とは、枠組指令以外の4指令2002/20/EC指令(認可指令)、2002/19/EC指令(アクセス指令)、2002/22/EC指令(ユニバーサル・サービス指令)及び個人情報の処理及び電子通信部門におけるプライバシーの保護に関する2002/58/EC指令(プライバシー及び電子通信指令)のことをいう。

おわりに

本稿では、急速に変化し進展しつつある電子通信環境の中で、EUがそれに適合した競争原理に基づく市場の育成を図るための規制改革を展開していることを述べてきた。そこでは、ネットの開放性、中立性と自由を確保し、障害や地域による格差を縮小する努力がなされている。消費者にしてみれば、より安価で利便性の高いサービスの選択肢が広がればメリットは大きい。そのために採用した、又は採用しつつあるEUの市場競争の促進やネットの中立を守る規定が十全に機能していくかについては、今後も注視していく必要がある。また、以上のEUの経験は、わが国の立法審議に資するところも大きいと思われる。

参考文献（注に記述した文献を除く）

- ・井上淳「EUの情報通信政策における新しい動き（第1回）“人口5億人の巨大市場”EUの現状」『テレコミュニケーション』27巻4号，2010.4，pp.80-83.
- ・同「EUの情報通信政策における新しい動き（第2回）テレコム改革パッケージ（前編）」『テレコミュニケーション』27巻5号，2010.5，pp.90-94.
- ・同「EUの情報通信政策における新しい動き（第3回）テレコム改革パッケージ（後編）」『テレコミュニケーション』27巻6号，2010.6，pp.82-83.
- ・水谷さゆり「テレコム市場の統合を進めるEU」『CIAJ journal』48巻5号，2008.5，pp.4-9.
- ・山口仁「EUの新しい電子通信政策—通信規制パッケージの改正—」『ITUジャーナル』40巻5号，2010.5，pp.48-52.
- ・山倉隆男「海外通信・放送の動向 EUの電子通信規制枠組見直し動向」『ITUジャーナル』39巻5号，2009.5，pp.67-70.
- ・渡邊一昭「深化するEUの競争評価」『Nextcom』Vol. 1，2010 Spring，pp.22-39.
- ・「EU、通信事業を規律する新指令を採択」『KDD総

研R&A』11巻12号，2002.3，pp.14-19.

- ・「ワールドダイジェスト EUの新通信法（電気通信規制パッケージ）」『海外電気通信』35巻7号，2002.10，pp.34-43.
- ・「欧州における電子通信の規制と市場—EU電子通信規制パッケージ実施レポートより—」『海外電気通信』36巻10号，2004.1，pp.7-29.

(EU関係法令)

- ・“Decision No 676/2002/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on a regulatory framework for radio spectrum policy in the European Community (Radio Spectrum Decision),” *Official Journal of the European Communities*, L108, 24 April 2002, pp.1-6. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:108:0001:0006:EN:PDF>>
- ・“Directive 2002/19/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on access to, and interconnection of, electronic communications networks and associated facilities (Access Directive),” *Official Journal of the European Communities*, L108, 24 April 2002, pp.7-20. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:108:0007:0020:EN:PDF>>
- ・“Directive 2002/20/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on the authorisation of electronic communications networks and services (Authorisation Directive),” *Official Journal of the European Communities*, L108, 24 April 2002, pp.21-32. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:108:0021:0032:EN:PDF>>
- ・“Directive 2002/22/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on universal service and users’ rights relating to electronic communications networks and services (Universal Service Directive),” *Official Journal of the European Communities*, L108, 24 April 2002,

pp.51-77. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:108:0051:0077:EN:PDF>)

- “Directive 2002/58/EC of the European Parliament and of the Council of 12 July 2002 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector (Directive on privacy and electronic communications),” *Official Journal of the European Communities*, L201, 31 July 2002, pp.37-47. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:201:0037:0047:EN:PDF>)

do?uri=OJ:L:2002:201:0037:0047:EN:PDF)

- “Commission Directive 2002/77/EC of 16 September 2002 on competition in the markets for electronic communications networks and services,” *Official Journal of the European Communities*, L249, 17 September 2002, pp.21-26. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:249:0021:0026:EN:PDF>)

(うえつき けんじ)

電子通信ネットワーク及び電子通信サービスの共通規制枠組に関する 2002年3月7日の欧州議会及び理事会指令2002/21/EC（枠組指令）（抄）

DIRECTIVE 2002/21/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 7 March 2002 on a common regulatory framework

for electronic communications networks and services (Framework Directive)

（指令2002/21/EC、指令2002/19/EC及び指令2002/20/ECを改正する2009年11月25日の欧州議会及び
理事会指令2009/140/ECによる改正後の統合版）

海外立法情報調査室 植月 献二

【目次】

第I章 範囲、目的及び定義

第II章 国内監督庁

第III章 国内監督庁の責務

第IIIa章 ネットワーク及びサービスの安全性及び完
全性

第IV章 総則

第V章 補則

附則II 各国内監督庁が第14条第2項第2段落に規定
する共同の支配的地位の判定に用いる規準

前文

（略）

第I章 範囲、目的及び定義

第1条 範囲及び目的

1. この指令は、電子通信サービス、電子通信ネットワーク、これらの関連設備及び関連サービス並びに障害者の利用を促進する特定の端末装置に関して調和のとれた規制の枠組みを整備するものである。この指令は各国内監督庁の責務を定め、欧州共同体を通じて調和のとれた規制の枠組みを確実に実施するための一連の手続を規定するものである。
2. この指令及び特定指令は、電子通信ネットワーク及び電子通信サービスを利用して提供されるサービスに関連して、欧州共同体法又

はこれに適合する加盟国の国内法によって課された義務の履行を妨げない。

3. この指令及び特定指令は、欧州共同体法により、欧州共同体又は各国において公共の利益目的を追求するために、コンテンツ規制、視聴覚政策等に関連する措置を講ずることを妨げない。

- 3 a. 電子通信ネットワークを介したサービス及びアプリケーションに対する末端利用者のアクセス又はその利用に関して各加盟国が講じる措置は、「人権及び基本的自由の保護のための欧州条約」並びに欧州共同体法上の一般原則が保障しているように、自然人の基本的人権及び自由を尊重しなければならない。

電子通信ネットワークを介したサービス及びアプリケーションに対する末端利用者のアクセス又はその利用に関して講じる措置で、末端利用者の人権及び基本的自由を法的に制限する責任を負うべきものは、民主社会内部において適切性、相当性及び必要性を有するときに限りその措置をとることができるものとし、かつ、当該措置の実施については、「人権及び基本的自由の保護のための欧州条約」並びに司法による効果的な保護及び適正な法定手続その他欧州共同体法の一般原則に適合した適切な手続保障に反してはならない。従って、加盟国は、無罪推定の原則及びプライバシー権を正当に尊重する場合に限り、当該措置を講じることができる。「人権

- 及び基本的自由の保護のための欧州条約」で定める緊急事態が十分に証明された場合における適切な条件及び手続の整備の必要性に反しないときに限り、関係人が聴聞を受ける権利を含む事前の公正かつ公平な手続が保障されなければならない。適時に適切な司法審査を受ける権利は、保障されなければならない。
4. この指令及び特定指令は指令1999/5/ECの規定の適用を妨げない。
 5. この指令及び特定指令は、欧州共同体域内の公衆移動通信ネットワーク上の国際ローミング規制のために採られるいかなる具体的措置も、また妨げるものではない。

第2条 定義

この指令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (a) 「電子通信ネットワーク」とは、伝送される情報の種類にかかわらず、衛星ネットワーク、固定ネットワーク（インターネットを含む回線及びパケット交換）及び移動体地上ネットワーク、信号を伝送する場合の電力線系、ラジオ及びテレビジョン放送に使用されるネットワーク並びに有線テレビジョンネットワークを含む、有線、無線、光その他の電磁的方式により信号を伝送することができるシステムであって、必要に応じスイッチング装置、ルーティング装置その他アクティブでないネットワーク資源を有するものをいう。
- (b) 「域内国際市場」とは、欧州共同体又はその重要な一部である2以上の加盟国にわたる地域を対象とした市場で第15条第4項の規定により指定されるものをいう。
- (c) 「電子通信サービス」とは、通常は有償で提供され、専ら又は主として電子通信ネットワーク上で信号を伝送するサービスをいい、遠隔通信サービス及び放送に使用されるネットワークにおける伝送サービスを含む。ただ

し、電子通信ネットワーク及び電子通信サービスを利用して伝送されたコンテンツを提供し又はその編集管理を行うサービスを除く。したがって、電子通信サービスには、専ら又は主として電子通信ネットワーク上で信号を伝送するものではない指令98/34/EC第1条に規定する情報社会サービスを含まないものとする。

- (d) 「公衆通信ネットワーク」とは、専ら又は主として公衆に利用可能な電子通信サービスを提供するために利用される電子通信ネットワークであって、ネットワーク末端ポイント相互における情報の伝送を担うものをいう。
- (da) 「ネットワーク末端ポイント（NTP）」とは、加入者に公衆通信ネットワークのアクセスを提供している物理的なポイントであり、スイッチング又はルーティングを伴うネットワークの場合においては、特定のネットワークアドレスによって識別され、加入者番号又は氏名に関連して付与することができるものをいう。
- (e) 「関連設備」とは、電子通信ネットワーク又は電子通信サービスに伴う関連サービス、物的基盤その他の設備又は要素であって、電子通信ネットワーク又は電子通信サービスを介したサービスの提供を可能とし若しくは支援するもの又は当該サービスの提供を可能とし若しくは支援する機能を有するものをいい、特に、建物又は建物への入口、建物配線、アンテナ、塔及びその他支持建造物、ダクト、線渠、支柱、マンホール及び収納棚を含む。
- (ea) 「関連サービス」とは、電子通信ネットワーク又は電子通信サービスに関連するサービスであって、当該ネットワークを介したサービスの提供を可能とし若しくは支援するもの又は当該サービスの提供を可能とし若しくは支援する機能を有するものをいい、特に、

- 番号変換又はこれと同等の機能を提供するシステム、限定受信システム、電子プログラムガイド並びにアイデンティティサービス、ロケーションサービス及びプレゼンスサービス等のサービスを含む。
- (f) 「限定受信システム」とは、保護されたわかりやすい形式のラジオ放送サービス又はテレビジョン放送サービスの受信であって加入その他の方式の個人の事前承諾を条件として行われるものに関する技術的手段又は協定をいう。
- (g) 「国内監督庁」とは、加盟国において、この指令及び特定指令による規制に関する事務を所掌する1又は2以上の機関をいう。
- (h) 「利用者」とは、公衆に利用可能な電子通信サービスを利用し又は要求する法人又は自然人をいう。
- (i) 「消費者」とは、本人の商取引、事業又は職業以外の目的で公衆に利用可能な電子通信サービスを利用し又は要求する自然人をいう。
- (j) 「ユニバーサル・サービス」とは、利用者の所在地にかかわらず、所定の国内状況を踏まえて、安価に利用者すべてが利用できる所定の品質を有するものとして、指令2002/22/EC(ユニバーサル・サービス指令)で定める最小単位の電子通信サービス一式をいう。
- (k) 「加入者」とは、公衆が利用可能な電子通信サービスの提供者との間で、当該サービスの提供契約を締結している個人又は法人をいう。
- (l) 「特定指令」とは、指令2002/20/EC(認可指令)、指令2002/19/EC(アクセス指令)、指令2002/22/EC(ユニバーサル・サービス指令)及び個人データの処理及び電子通信部門におけるプライバシーの保護に関する指令2002/58/EC(プライバシー及び電子通信指令)⁽¹⁾をいう。
- (m) 「電子通信ネットワークの提供」とは、電子通信ネットワークを設置し、運用し、管理し又は利用に供することをいう。
- (n) 「末端利用者」とは、公衆通信ネットワーク又は公衆が利用可能な電子通信サービスを提供していない利用者をいう。
- (o) 「拡張デジタルテレビジョン装置」とは、デジタル双方向テレビジョン放送を受信可能なテレビ接続用のセットトップボックス又は統合型デジタルテレビジョンをいう。
- (p) 「アプリケーション・プログラム・インターフェイス(API)」とは、放送事業者又はサービス提供事業者から提供されるアプリケーション間のソフトウェアインターフェース並びにデジタルテレビジョン放送及びラジオ放送のサービスのための拡張デジタルテレビジョン装置の中の資源をいう。
- (q) 「周波数割当」とは、1又は2以上の種類の無線通信サービスの用に供する既存の周波数帯の指定を行うことであって、必要に依り、特定の条件の下で行われるものをいう。
- (r) 「有害な干渉」とは、国際規制、欧州共同体の規制又は各国内の規制に従って運営している、無線ナビゲーションサービス若しくは他の安全確保サービスの機能を障害する干渉又は無線通信サービスを深刻に劣化させ、妨害し若しくは繰返し遮断する干渉をいう。
- (s) 「コール」とは、公衆が利用可能な双方向音声通信の電子通信サービスによって成立した接続をいう。

第Ⅱ章 国内監督庁

第3条 国内監督庁

1. 各加盟国は、この指令及び特定指令に規定

(1) OJ L201, 31.7.2002, p.37.

- する各国内監督庁の所掌事務が、権限を有する機関によって遂行されることを確保しなければならない。
2. 各加盟国は、各国内監督庁について、電子通信ネットワーク、電子通信設備又は電子通信サービスを提供するすべての組織から確実に法令上の区別をしかつ職権を独立させることによって、その独立性を保障しなければならない。各加盟国が、電子通信ネットワーク又は電子通信サービスを有し、又はこれを提供する事業を支配するときは、その所有権又は支配権を伴う活動から規制権限を構造的に有効に分離させることを確保しなければならない。
 3. 各加盟国は、各国内監督庁が確実にその権限を公平、透明かつ適時に行使するようしなければならない。各加盟国は、各国内監督庁の責務の遂行に必要な財政的資源及び人的資源を確保しなければならない。
 - 3 a. 第4項及び第5項の規定の適用を妨げることなく、事前の市場規制又はこの指令第20条及び第21条に規定する事業者間の紛争の解決に責任を有する各国内監督庁は、欧州共同体法の実施に関し国内法上有する職権の行使に関して、独立して措置を講じ、他のいかなる機関からも指示を求め又は受けてはならない。この規定は、各国の憲法に従って行われる指揮監督を妨げるものではない。第4条に規定する各審査機関に限り、各国内監督庁による決定の執行を停止し、又は取消を行う権限を有するものとする。各加盟国は、国内監督庁の長若しくは、該当するならば、第1項に規定する国内監督庁の中の機能を果たす同等組織の職員又はそれらの代理を、国内法に事前に規定するその職務の遂行要件を満たさ

なくなったときに限って、解任できることを確保しなければならない。当該国内監督庁の長又は第1項に規定する国内監督庁の権限を有する組織の職員を解任する決定は、解任と同時に公表されなければならない。解任された国内監督庁の長又は第1項に規定する国内監督庁の権限を有する組織の職員は、解任の理由を記載した書面の交付を受けるものとし、また、その理由が公表されない場合には、その公表を要求する権利を有するものとする。

各加盟国は、第1項に規定する国内監督庁が固有の年間予算を有することを確保しなければならない。その予算は、公表されなければならない。各加盟国は、各国内監督庁が、欧州電子通信規制者団体（Body of European Regulators for Electronic Communications (BEREC)⁽²⁾）への積極的な参加又は貢献を可能とする適正な財政的資源及び人的資源を確保しなければならない。

- 3 b. 各加盟国は、規制に関するより強力な調整及び整合性を促進しようとするBERECの目的が、各国内監督庁により積極的に支援されることを確保しなければならない。
- 3 c. 各加盟国は、BERECの採択する意見及び共通の立場を各国内監督庁が最大限に考慮することを確保しなければならない。
4. 各加盟国は、各国内監督庁が担う責務を、特にそれらが2以上の機関に課されている場合は、容易に閲覧可能な方法で公表しなければならない。各加盟国は、必要に応じ、当該機関相互並びに当該機関と競争法の実施を委任されている国内機関との共通の利益に関する事項についての協議及び協力を確実に実施しなければならない。2以上の機関が当該事

(2) Regulation (EC) No 1211/2009 of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 establishing the Body of European Regulators for Electronic Communications (BEREC) and the Office.

項に関する権限を有する場合には、各加盟国は、各機関の所掌事務がわかりやすい方法で公表されることを確保しなければならない。

5. 各国内監督庁及び各国の競争関係官庁は、この指令及び特定指令の規定の実施に必要な情報を相互に提供しなければならない。交換された情報について、受領した機関はこれを提供した機関と同水準の機密性を確保しなければならない。
6. 各加盟国は、欧州委員会に対し、この指令及び特定指令に規定する事務を所掌するすべての国内監督庁及びその責務について通知しなければならない。

第4条 不服申立ての権利

1. 各加盟国は、国内監督庁の決定によって不利益を受けるすべての利用者又は電子通信ネットワーク若しくは電子通信サービスを提供する事業者が、その決定について、当事者から独立した審査機関に対して不服申立てをすることを保障する効果的な国の機構を確保しなければならない。当該機関は、裁判所とすることができ、ただし、その機能が有効に発揮されるよう、適切な専門家を有するものでなければならない。各加盟国は、不服申立ての本案の正当な審理及び有効な不服申立ての機構を確保しなければならない。

審査の結果が出るまでの間に国内法に基づく執行停止があった場合を除き、国内監督庁の決定は、有効とする。

2. 第1項に規定する審査機関が裁判所の性格を有するものでないときは、その決定は、常に理由を付した書面で行わなければならない。更に、この場合には、当該機関の決定は、欧州共同体設立条約第234条の規定する裁判所又は裁定機関による審査に服するものとする。
3. 各加盟国は、不服申立て事件、審査請求の

数、審査手続の期間及び執行停止の決定の数に関する情報を収集しなければならない。各加盟国は、欧州委員会又はBERECに対し、正当な要求があったときには、当該情報を提供しなければならない。

第5条 情報の提供

1. 各加盟国は、国内監督庁が確実にこの指令若しくは特定指令の規定又はこれに基づく決定の遵守の確保に必要な財政情報等の全情報を電子通信ネットワーク提供事業者及び電子通信サービス提供事業者に提供させるようにしなければならない。特に、各国内監督庁は、競合他社の利用が可能で、卸売サービスに影響を及ぼすことのある将来のネットワーク又はサービスの開発に関する情報を事業者に提出するよう要求する権限を有するものとする。卸売市場において顕著な市場支配力を有する事業者 (undertakings with significant market power) に対しては、当該卸売市場に関連する小売市場に関する経理情報の提出を要求することができる。

事業者は、国内監督庁の要求する期間内に、その要求の程度に従って、要求された情報を遅滞なく提供しなければならない。国内監督庁が要求する情報は、その責務の履行に必要なものでなければならない。当該国内監督庁は、情報の要求の正当性を示す根拠を提示し、かつ、当該情報を第3項の規定に従って取り扱わなければならない。

2. 各加盟国は、欧州委員会の正当な要求があったときには、欧州共同体設立条約に規定する責務を遂行するために欧州委員会が必要とする情報を、確実に各国内監督庁がこれを提供するようにしなければならない。欧州委員会が要求した当該情報は、その責務の履行に必要なものでなければならない。国内監督庁が過去に事業者に要求して提出させた情報を

参照して当該情報を提供している場合には、その旨を当該事業者に通知しなければならない。情報提供を行う当該国内監督庁が明確かつ正当な要求により反対しない限り、欧州委員会は、提供された当該情報を必要に応じて他の加盟国の同様な監督庁に提供しなければならない。

第3項の義務に反しない限り、各加盟国は、国内又は他の加盟国の国内監督庁が欧州共同体法で定める職務の遂行上国内監督庁に提出された情報を必要とするときは、その機関に対し、その具体的な要求に応じて、確実にその情報を入手するために便宜を供与しなければならない。

3. 営業秘密に関する欧州共同体法又は国内法の規定により、国内監督庁が情報を秘密と認めるときは、欧州委員会及び関係各国内監督庁は、確実に当該秘密を保持しなければならない。
4. 各加盟国は、営業秘密に関する欧州共同体法及び国内法に反しない限り、情報公開に関する国内法の規定に従い、確実に各国内監督庁に開放的かつ競争的な市場の整備に資すると認められる情報を公表させなければならない。
5. 各国内監督庁は、第4項に規定する情報の公開の条件を、その開示手続を含め、公表しなければならない。

第6条 聴聞及び透明性確保の仕組み

第7条第9項、第20条又は第21条の規定に該当する場合を除き、各加盟国は、各国内監督庁がこの指令又は特定指令の定めるところにより措置を講じようとする場合又は第9条第3項及び同条第4項の規定により関連市場に著しい影響を及ぼす規制をしようとする場合には、各国内監督庁は、相当の期間内に、利害関係者に対し当該措置案に関して意見を述べる機会を与え

なければならない。各国内監督庁は、自国の聴聞手続を公開しなければならない。各加盟国は、最新の聴聞情報の閲覧が可能な単一の情報拠点を設置しなければならない。聴聞手続の結果は、営業秘密に関する欧州共同体及び国内の法規に規定された機密情報の場合を除いて、国内監督庁によって公表されなければならない。

第7条 電子通信に関する域内市場の統合

1. この指令及び特定指令に定める事務を遂行する際に、当該事務が域内市場の機能に関連する限り、国内監督庁は、第8条に規定する目的を最大限に考慮しなければならない。
2. 各国内監督庁は、全加盟国においてこの指令及び特定指令の規定の適用の斉一を確保するために、透明性を確保しつつ、相互に、並びに欧州委員会及びBERECと協力して域内市場の発展に寄与しなければならない。この目的を達成するために、各国内監督庁は、特に、市場の流通状況の類型に対処する最善の方法及び救済措置の類型を特定するために、欧州委員会及びBERECと協力しなければならない。
3. 第6条に規定する聴聞が完了してから第7b条の規定による勧告又は指針に別に定める場合を除いて、次の要件を備える措置を講じようとするときは、国内監督庁は、欧州委員会、BEREC及び他の加盟国の国内監督庁が当該措置案を閲覧可能となるようにし、同時に、第5条第3項の規定に従って、その措置を講じる根拠と共に、欧州委員会、BEREC及び他の各国内監督庁に対してその旨を通知しなければならない。
 - (a) この指令の第15条若しくは第16条又は指令2002/19/EC（アクセス指令）の第5条若しくは第8条の規定に該当すること。
 - (b) 加盟国間の通商に影響を及ぼすこと。各国内監督庁、BEREC及び欧州委員会

は、1か月以内に限り、当該国内監督庁に対して意見を述べるができる。1か月の期限は、延長することができない。

4. 第3項の措置で次に掲げる事項を目的とするものが、各加盟国間の通商に影響を及ぼすおそれがあり、欧州委員会が当該国内監督庁に対しその措置案が単一市場に障壁を生じさせ、又は同委員会が欧州共同体法及び特に第8条に規定する目的との適合性に重大な疑いがあると認める通知をしたときは、当該措置案は、更に2か月間は採択されないものとする。

(a) 第15条第1項に規定する勧告における定義と異なる関連市場の定義を行うこと。

(b) 単独に又は他の監督庁と共同して、ある事業者を第16条第3項、第4項又は第5項に規定する顕著な市場支配力を有する事業者に指定するか否かを決定すること。

当該期間は延長することができない。欧州委員会は、当該場合の留保について、他の国内監督庁に通知しなければならない。

5. 第4項に規定する2か月の期間内に、欧州委員会は、次の各号の措置をとることができる。

(a) 当該国内監督庁に対し、その措置案を撤回するよう要求することを決定すること。

(b) 第4項に規定する措置案に関する留保を解除することを決定すること。

欧州委員会は、決定をする前にBERECの意見を最大限に考慮しなければならない。当該決定には、措置案を修正する具体的提案と共に、欧州委員会が措置案を採択すべきでないとする理由としての詳細かつ客観的な分析を添付しなければならない。

6. 欧州委員会が第5項の規定に従って国内監督庁に措置案の修正又は撤回を要求する決定をしたときは、国内監督庁は、同委員会の決定の日から6か月以内に、その措置案を修正

又は撤回しなければならない。その措置案を修正したときには、当該国内監督庁は、第6条に定める手続による公開の聴聞及び第3項の規定による欧州委員会への修正措置案の再報告を行うものとする。

7. 当該国内監督庁は、他の各国内監督庁、BEREC及び欧州委員会の意見を最大限に考慮するものとし、また、第4項及び第5項a号に該当する場合を除き、その結果としてその措置案を決定することができ、その場合には、欧州委員会に報告しなければならない。

8. 当該国内監督庁は、第7条第3項a号及びb号の規定により決定した措置で確定したもののすべてについて、欧州委員会及びBERECに対して報告しなければならない。

9. 特別の事情がある場合において、国内監督庁が競争の確保及び利用者の利益の保護のために措置を講じる緊急の必要があると認めるときは、第3項及び第4項に定める手続の特例として、当該機関は、直ちに適切かつ暫定的な措置を採ることができる。当該機関は、遅滞なく、それらの措置について、すべての理由を付して、欧州委員会、他の国内監督庁及びBERECに報告しなければならない。当該国内監督庁による当該措置を恒久化し又はその適用期間を延長する決定は、第3項及び第4項の規定に反してはならない。

第7a条 救済措置の斉一な実施のための手続

1. 指令2002/19/EC（アクセス指令）の第5条及び第9条から第13条まで並びに指令2002/22/EC（ユニバーサル・サービス指令）の第17条の規定と第16条の規定との重複適用を受ける運用業者に対し第7条第3項の規定により義務を課し、その義務を変更し又は撤回する措置を採ろうとするときは、欧州委員会は、この指令の第7条第3項に定める1か月以内に、当該措置案が単一市場に障壁を生じ

させ、又はその欧州共同体法に対する適合性について重大な疑いがあると認める理由を当該国内監督庁及びBERECに対し通知することができる。通知があった場合には、当該措置案は欧州委員会の通知後3か月間決定されてはならない。

この通知がないときは、当該国内監督庁は、欧州委員会、BEREC又は他の国内監督庁の意見を最大限に考慮しつつ、当該措置案を決定することができる。

2. 第1項に定める3か月以内に、欧州委員会、BEREC及び当該国内監督庁は、第8条に定める目的に照らして、市場参加者の見解及び斉一な規制の慣行を確保する必要性を正当に考慮しつつ、最も適切かつ効果的な措置を確かめるため、緊密に協力しなければならない。
3. 第1項に定める3か月の期間の初日から起算して6週以内に、BERECは、第1項に定める欧州委員会の通知に応じて、その委員の多数決をもって、当該措置案を修正し又は撤回する意見を提示し、必要に応じ、目的に即した具体的な提案をしなければならない。この意見は理由を付して公表しなければならない。
4. BEREC及び欧州委員会が、共に当該適合性について重大な疑いがあると認めるときは、最も適切かつ効果的な措置を確かめるために、BERECは当該国内監督庁と緊密に協力しなければならない。第1項に定める3か月の期間が経過する前に、当該国内監督庁は、次の各号の措置を採ることができる。
 - (a) 第1項に定める欧州委員会の通知並びにBERECの意見及び勧告を最大限に考慮して、当該措置案を修正し又は撤回すること。
 - (b) その措置案を維持すること。
5. BERECが欧州委員会の意見と異なり当該

適合性について重大な疑いがあると認めないとき若しくはその意見を提出しないとき又は当該国内監督庁が第4項の規定により当該措置案を修正し若しくは維持するときは、欧州委員会は、第1項に定める3か月の期間の経過後1か月以内に、BERECの意見があればこれを最大限に考慮して、次の措置を採ることができる。

- (a) 当該国内監督庁に対して当該措置案を修正又は撤回することを要求し、目的に即した具体的な提案を有する勧告を行うこと。特にBERECが欧州委員会の意見と異なり当該適合性について重大な疑いがあると認めないときは、その勧告の正当な理由を示すこと。
 - (b) 第1項の規定による留保を解除する決定を行うこと。
6. 欧州委員会が第5項a号の規定により勧告をし又は第5項b号の規定により当該留保を解除してから1か月以内に、当該国内監督庁は、欧州委員会及びBERECに対して、同庁が決定して確定した措置について報告しなければならない。

この期間は、当該国内監督庁が第6条に定める公開の聴聞を実施するために延長することができる。
 7. 当該国内監督庁が、第5項a号の規定による勧告にもかかわらず、当該措置案を修正し又は撤回しない場合には、正当な理由を示さなければならない。
 8. 当該国内監督庁は、手続のいかなる段階においても、提案した措置案を撤回することができる。

第7b条 措置の実施

1. 欧州委員会は、BERECの意見を最大限に考慮しつつ、公開の聴聞及び各国内監督庁との協議を経て、第7条第3項の規定により必

要とされる通知に記載すべき明細の様式、内容及び程度、通知を要しない事情並びに期間の計算を定める第7条の規定に関連して勧告又は指針を決定することができる。

2. 第1項に定める措置は、第22条第2項に定める諮問手続に従って採択されなければならない。

第三章 国内監督庁の責務

第8条 政策目的及び規制原則

1. 各加盟国は、この指令及び特定指令に定める規制の責務を遂行するに当たって、各国内監督庁が、第2項から第4項に定める目的を達成するため、確実にあらゆる合理的な措置を採るようにしなければならない。

無線周波数に関して第9条に別に規定する場合を除き、各加盟国は、技術的に中立な規制制定を目指すよう最大限に考慮し、この指令及び特定指令に定める規制に関する責務、特に効果的な競争の確保を目的とした責務を遂行する際に、各国内監督庁が、確実に同様な考慮を行うようにさせなければならない。

各国内監督庁は、その権限の範囲内において、文化及び言語の多様性並びにメディアの多元性の促進を目的とする政策の実現の確保に寄与することができる。

2. 各国内監督庁は、特に次に掲げる方針により、電子通信ネットワーク、電子通信サービス並びに関連施設及び関連サービスの提供における競争を促進しなければならない。
 - (a) 障害者、高齢者及び特別の社会的必要性のある者を含む利用者が、選択肢、価格及び品質の点において、確実に最大限の利益を得られるようにすること。
 - (b) コンテンツの伝送を含む電子通信の分野において、確実に競争の歪み又は制限がないようにすること。

- (d) 効率的利用を奨励し、及び無線周波数及び番号資源の効率的管理を確保すること。

3. 各国内監督庁は、特に次に掲げる方針により、域内市場の発展に寄与しなければならない。

- (a) 欧州を通じた電子通信ネットワーク、関連施設、関連サービス及び電子通信サービスの提供に残存する障害を除去すること。

- (b) 欧州横断ネットワーク、汎欧州サービスの相互運用性及び末端から末端までの接続性の確立及び発展を奨励すること。

- (d) 齊一な規制の実施並びにこの指令及び特定指令の齊一な適用の発展を確保するため、相互に、並びに欧州委員会及びBERECと協力すること。

4. 各国内監督庁は、特に次に掲げる方針により、欧州連合の市民の利益を促進しなければならない。

- (a) 指令2002/22/EC（ユニバーサル・サービス指令）の定めるユニバーサル・サービスについて、すべての市民による利用を確保すること。

- (b) 提供業者との取引において、特に、当事者から独立した機関による簡易かつ安価な紛争解決手段を提供することによって高水準の消費者保護を確保すること。

- (c) 高水準の個人データ及びプライバシーの保護の確保に寄与すること。

- (d) 電子通信サービスの利用に関する明瞭な情報の提供の促進特に、料金及び条件に関する透明性の確保を追求すること。

- (e) 一定の社会的属性を有する者、特に障害者、高齢者及び特別な社会的必要性のある者の需要に応じること。

- (f) 公衆通信ネットワークの完全性及び安全性を確保すること。

- (g) 末端利用者が情報を受信し及び発信する能力又は選択するアプリケーション及びサ

ービスを操作する能力を促進すること。

5. 各国内監督庁は、第2項から第4項に規定する政策目的を追求する際に、特に次に掲げる方法により、規制に関する客観性、透明性、非差別性及び相当性の諸原則を適用しなければならない。
 - (a) 適切な見直し期間を設けて齊一な規制の取組みを確保することにより、規制の予測性を向上させること。
 - (b) 同様の状況にある電子通信ネットワーク及び電子通信サービスの提供事業者に対する取扱いについて非差別性を確保すること。
 - (c) 消費者の利益の増進に資する競争を保障すること及び必要に応じ通信基盤を基礎にした競争を促進すること。
 - (d) 確実に市場における競争及び非差別性原則を保持しつつ、投資における損失の危険を分散するために接続を求める当事者と投資者との多様な協力的調整を許可すること及び事業者に投資することによる損失の危険の負担を確実にかつ適切に考慮した接続義務とすること等により、新たな通信基盤の強化に対する効率的投資及び技術革新を促進すること。
 - (e) 加盟国内の多様な地域に存在する競争及び消費者に関連する条件の多様性に十分な考慮を払うこと。
 - (f) 効果的かつ持続的競争が存在しない場合に限り、事前規制による義務を課し、その条件が満たされたときには、直ちに当該義務を緩和し又は免除すること。

第8a条 無線周波数政策における戦略的計画及び連携

1. 各加盟国は、欧州共同体の無線周波数の利用に関する戦略的計画、連携及び協調におい

て、相互に、及び欧州委員会と協力しなければならない。そのために、各加盟国は、無線周波数の利用の最適化及び有害な干渉の回避を図り、無線周波数の利用者社会における多様な利害並びに特に、欧州連合政策の経済性、安全性、健全性、公共の利益、表現の自由並びに文化的、科学的、社会的及び技術的側面に十分な配慮をしなければならない。

2. 各加盟国は、相互に及び欧州委員会と協力することにより、欧州共同体における無線周波数政策の連携並びに、必要に応じ、電子通信の域内市場を確立しかつ機能させるために必要な無線周波数の入手可能性及び効果的利用に関する条件の調整を促進しなければならない。
3. 欧州委員会は、無線周波数政策グループを設置する2002年7月26日の欧州委員会決定2002/622/ECによって設置された無線周波数政策グループ（Radio Spectrum Policy Group（RSPG）⁽³⁾）の意見を最大限に考慮しつつ、複数年度にわたる無線周波数政策の計画を策定する立法提案を欧州議会及び理事会に提出することができる。当該計画は、この指令及び特定指令の規定に適合する無線周波数の利用の戦略的計画及び調和のための政策方針及び目的を策定するものでなければならない。
4. 無線周波数の問題を管轄する国際組織における欧州共同体の利害の効果的な調整の確保に必要な場合には、欧州委員会は、無線周波数政策グループの意見を最大限に考慮しつつ、欧州議会及び理事会に政策目的を提案することができる。

第9条 電子通信サービスのための無線周波数の管理

1. 各加盟国は、無線周波数が重要な社会、文

(3) OJ L198, 27.7.2002, p.49.

化及び経済的価値を持つ公共財であるという事実を正当に考慮しつつ、各領土において、第8条及び第8a条に規定する電子通信サービスのための無線周波数を確実にかつ効果的に管理しなければならない。各加盟国は、各国内監督庁による電子通信サービスに利用される周波数の配分及び当該無線周波数の利用の一般の免許又は個別利用権の付与が、確実に、客観性、透明性、非差別性及び相当性の規準に基づくものとしなければならない。

この条の規定を適用するに際し、各加盟国は、国際電気通信連合⁽⁴⁾無線通信規則を含む関連国際協定を尊重するものとし、公序に関する事項を考慮することができる。

2. 各加盟国は、無線周波数の効果的かつ効率的な利用保障の需要に応じ、並びに規模の経済及びサービスの相互運用性などの利用者の便益を追求して、欧州共同体全域における無線周波数利用の調和を促進しなければならない。この場合には、各加盟国は、第8a条の規定及び決定No 676/2002/EC（無線周波数決定）に従わなければならない。

3. 第2項の場合を除き、各加盟国は、電子通信サービスに利用されるあらゆる種類の技術が、確実に無線周波数帯においても利用されるようにしなければならない。

ただし、各加盟国は、次の目的に必要な場合には、電子通信サービスに使用される無線ネットワーク又は無線アクセス技術の種類について、相当かつ非差別的な制約事項を規定することができる。

- (a) 有害な干渉の回避
- (b) 電磁界からの公衆の健康の防護
- (c) サービスの技術的品質の確保
- (d) 無線周波数共有の最大化の確保
- (e) 周波数の効率的利用の保障

(f) 第4項の規定に適合した公共利益目的の達成の確保

4. 第2項の場合を除き、各加盟国は、欧州共同体法に適合した各加盟国の国内周波数割当計画に電子通信サービスに使用可能であると確定されている無線周波数帯において、全種類の電子通信サービスの提供を確保しなければならない。ただし、各加盟国は、必要に応じ国際電気通信連合無線通信規則で定める要件を備えて提供されるべき電子通信サービスの種類について、相当かつ非差別的な制約事項を規定することができる。

電子通信サービスの利用可能な特定の帯域における電子通信サービスの提供を必要とする措置は、次に例示する目的その他各加盟国が欧州共同体法に適合するように定める公共利益目的の確実な達成を目的とする正当なものでなければならない。

- (a) 人命の安全
- (b) 社会的、地域的又は領土的一体性の促進
- (c) 無線周波数の非効率的利用の回避
- (d) ラジオ放送及びテレビジョン放送のサービスの提供等による、言語の多様性及びメディア多元性の促進

特定の帯域において他の電子通信サービス提供を禁止する措置は、ライフサービスの安全性保護の必要性により正当化される場合に限って規定することができる。また、各加盟国は、特例として、各加盟国が欧州共同体法に適合するように定める他の公共利益目的を達成するため、同様の措置を強化することができる。

5. 各加盟国は、第3項及び第4項に規定する制約事項の必要性を定期的に見直し、その結果を公表しなければならない。

6. 第3項及び第4項の規定は、2011年5月25

(4) 訳者注：International Telecommunication Union (ITU)

日⁽⁵⁾後に行われた電子通信サービスの用に供する周波数の割当、一般免許の付与及び無線周波数の個別利用権の認可について適用するものとする。

2011年5月25日まで有効な周波数の割当、一般免許及び個別利用権は、第9 a条の定めるところによる。

7. 特定指令の規定の適用を妨げることなく、また、関連国内状況を考慮しつつ、各加盟国は、特に、権利者による利用権の行使に厳格な期限を定め、かつ、期限を徒過した場合について制裁金又は利用権の撤回等の制裁を適用することにより周波数の買占めを防止する規定を定めることができる。これらの規定は、相当性、非差別性かつ透明性のある方法をもって定めかつ適用しなければならない。

第9 a条 既存の権利に関する制約事項の審査

1. 2011年5月25日から起算して5年以内に、各加盟国は、同日前に認可されかつ同日から5年以上有効な無線周波数の利用権を有する者の権利に課された第9条第3項及び第4項に規定する制約事項について、本人の国内所轄庁に対する審査の申立てを許可することができる。

その決定を採用する前に、当該国内所轄庁は、制約事項に関する当該国内所轄庁の審査を申し立てる権利を有する者に対し、審査後の権利の範囲を示す通知をするものとし、かつ、本人に申立てを撤回する合理的な期限を与えるものとする。

権利者が申請を撤回するときは、本人の権利は、その有効期限又は当該5年の期間が経過する日のいずれか早い日まで有効とする。

2. 第1項に規定する5年の期間の経過後は、

各加盟国は、2011年5月25日に有効なすべての既存の電子通信サービスに関する一般免許又は個別利用権及び周波数割当に対して、確実に第9条第3項及び第4項を適用するために必要かつ適切なあらゆる措置をとらなければならない。

3. この条の規定の適用については、各加盟国は、公正な競争を促進するために適切な措置を講ずるものとする。
4. この条の規定を適用して講ずる措置は、新たな利用権を設定するものではなく、したがって、指令2002/20/EC（認可指令）第5条第2項の関連規定の適用を受けないものとする。

第9 b条 無線周波数の個別利用権の譲渡又は賃貸

1. 各加盟国は、事業者が無線周波数の利用権に付された条件及び第3項の規定に従って決定される実施措置により定められる帯域中の無線周波数の個別利用権に関する国内手続に従って、確実に他の事業者に譲渡し又は賃貸することができるようにしなければならない。

その他の帯域において、各加盟国は、事業者が無線周波数の個別利用権を、国内手続に従って他の事業者に譲渡し又は賃貸するための規定を定めることができる。

無線周波数利用権に付された条件は、国内所轄庁によって指定される場合を除き、譲渡又は賃貸の後も継続して適用されなければならない。

各加盟国は、事業者の無線周波数の個別利用権が当初無償で取得されている場合には、この項の規定を適用しないように決定するこ

(5) 訳者注：2011年5月25日は、この指令を改正する指令2009/140/EC第5条によって、各加盟国の国内法にこの指令を移行する期限とされ、当該国内法の施行日は翌日の26日である。

とができる。

2. 各加盟国は、無線周波数の利用権を譲渡しようとする事業者の意思又は実際の譲渡が、確実に個別利用権の認可に責任を有する国内所轄庁に対して国内手続に従って通知され、かつ、公表されるようにしなければならない。無線周波数の利用が決定No 676/2002/EC（無線周波数決定）又は他の欧州共同体の措置の適用により調和しているときは、いかなる移転もその調和した利用に従うものとする。

3. 欧州委員会は、事業者間で無線周波数利用権を譲渡又は賃貸を行うことができる帯域を指定するための適切な実施措置を決定することができる。

この指令を補足することによりその重要でない要素を改正するために策定されるこれらの技術的実施措置は、第22条第3項に規定する審査を伴う規制の手続により決定されなければならない。

第10条 番号付与、ドメイン名及びアドレス付与

1. 各加盟国は、各国内監督庁が、確実にすべての国内番号資源の利用権の付与及び国内番号付与計画の運営を管理するようにしなければならない。各加盟国は、公衆が利用可能なすべての電子通信サービスに対して、確実に適切な番号及び番号の範囲を供与しなければならない。各国内監督庁は、国内番号資源の利用権を付与するための客観性、透明性及び非差別性を有する手続を策定しなければならない。

2. 各国内監督庁は、国内番号付与計画及び手続が、公衆の利用可能な電子通信サービスの提供者すべてについて平等に取扱われることを確保しなければならない。特に、各加盟国は、一定の範囲の番号の利用権が付与された

事業者が、サービスのアクセスに使用する一連番号に関して、確実に他の電子通信サービスの提供者を差別しないようにしなければならない。

3. 各加盟国は、国家安全保障を理由とする制限に反しない限り、国内番号付与計画及びこれに加えられるすべての追加又は修正を公表することを確保しなければならない。

4. 各加盟国は、欧州共同体域内において具体的番号又は番号付与範囲の調整が域内市場の機能向上及び汎欧州サービスの発展を共に促進するときは、これを支援しなければならない。欧州委員会はこの件に関して適切な技術的実施措置を決定することができる。

この指令を補足することによりその重要でない要素を改正するために策定されるこれらの措置は、第22条第3項に規定する審査を伴う規制の手続により決定されなければならない。

5. サービスの全世界的規模の相互運用性を確保するために必要な場合には、各加盟国は、電子通信ネットワーク及び電子通信サービスにおける番号、名称及びアドレス付与に関連した問題について決定が行われる国際組織及びフォーラムにおいて、相互の見解を調整しなければならない。

第11条 敷設権

1. 所轄庁が次のa又はbに該当する申請に係る審理をする場合には、各加盟国は、確実にその所轄庁をして次のc及びdの要件を確保させなければならない。

a 公衆通信ネットワークの提供の認可を受けた事業者に対して、公有地又は私有地の地上又は地下に設備を設置する権利の付与の申請

b 公衆以外に対する電子通信ネットワークの提供の認可を受けた事業者に対して、公

有地又は私有地の地上又は地下に設備を設置する権利の付与の申請

- c. 不動産の収容等の事件を除き、簡易で、効率的で、透明性を有しかつ公衆に利用可能な手続であって、非差別的かつ迅速に実施されるものに基づいて決定を行うこと及びいかなる事件についても申請から6か月以内に決定すること。
- d. 当該権利に条件を付す際には、透明性及び非差別性の原則に従うこと。

この手続は、申請者が公衆通信ネットワークを提供しているか否かによって異なるものとするを妨げない。

2. 国家機関又は地方自治体が公共の電子通信ネットワーク又は公衆に利用可能な電子通信サービスを運営する事業の所有権又は管理権を有する場合には、各加盟国は、当該所有権又は管理権に基づく行為からの第1項に規定する権利の付与に関する職務の効果的かつ構造的な分離を確保しなければならない。
3. 各加盟国は、設備を設置する権利を付与する決定に対して、事業者が当事者から独立した機関に不服申立てを行うことができる効果的な仕組みを確保しなければならない。

第12条 電子通信ネットワークのネットワーク要素及び関連設備のコロケーション及び共有

1. 電子通信ネットワークを提供する事業者が、国内法の規定により、公有地若しくは私有地の地上若しくは地下に設備を設置する権利を有する場合又は不動産を収容し若しくは利用する手続を用いることができる場合には、各国内監督庁は、相当性の原則を十分考慮しつつ、建物、建物の入口、建物配線、支柱、アンテナ、塔その他支持建造物、ダクト、線渠、柱、マンホール及び収納棚等の設備又は不動産を共有する義務を課すことができる。

2. 各加盟国は、環境、公衆衛生又は公共の安全を保護し、又は都市計画及び地方計画の目的に対応するために、第1項に規定する権利を有する者に対し、設備若しくは所有地の共有（物理的なコロケーションも含む）又は公共事業の調整を促進する措置を採ることを要求することができる。ただし、あらゆる利害関係者に意見を表明する機会を与える公開の聴聞に適切な期間が経過した後に限る。当該共有又は調整に関する措置は、設備又は所有地の共有の費用の配分に関する規則をその内容とすることができる。
3. 第1項に規定する権利を有する者又は屋内配線若しくは屋外の最初の集線若しくは配線ポイントまでの配線の所有者に対し、あらゆる利害関係者に意見を述べる機会を与える公開の聴聞に適切な期間が経過した後、当該配線の共有に関連する義務を課すことが当該通信基盤の重複の経済的な非効率性及び物理的な非現実性を理由として正当とされるときは、各加盟国は、各国内機関が当該義務を課す権限を確保しなければならない。当該共有又は調整の取決めには、必要に応じ設備又は所有地の共有の費用で損失の危険を調整したものを配分する規則を内容とすることができる。
4. 所轄庁が国内監督庁と共同して第1項に規定する設備の種類、利用可能性及び所在地の詳細な一覧表を作成して利害関係者の用に供することができるようにするため、その所轄庁の要請があった場合には、各加盟国は、各国内所轄庁が事業者に対して確実に必要な情報の提供を要求することができるようにしなければならない。
5. この条の規定に従って国内監督庁が採る措置は、客観性、透明性、非差別性及び相当性を有するものでなければならない。この措置は、関連性に応じ、地方自治体と共同して実

施されなければならない。

第13条 会計の区分及び財務報告

1. 各加盟国は、公衆通信ネットワーク又は公衆に利用可能な電子通信サービスを提供する事業者が、同一又は他の加盟国における他の部門でサービス提供を行うに際し特別な又は非排他的な権利を有する場合には、当該事業者に対して次に掲げる事項を行うことを要求しなければならない。

(a) 電子通信ネットワーク又は電子通信サービスの提供に伴う活動が、法的に独立した複数の企業によって行われるときには、使用した当該計算及び詳細な分析手法の基礎資料と共に、支出及び収入、固定資産及び建築経費の具体的な一覧を含む電子通信ネットワーク又は電子通信サービスに伴う活動に関連した要素すべてを識別するため、必要とされる範囲において、区分経理を維持すること。

(b) 電子通信ネットワーク又は電子通信サービスの提供に関連した活動は構造的に分離していること。

各加盟国は、その加盟国における電子通信ネットワーク又は電子通信サービス関連活動の年間売上高が5千万ユーロ未満である事業者には、第1項に規定する要件を適用しないことを選択することができる。

2. 公衆通信ネットワーク又は公衆が利用可能な電子通信サービスを提供している事業者が、会社法の要件に従わず、かつ、欧州共同体の会計法の中小企業の規準を満たしていないときは、それらの財務報告書を作成して独立の会計監査に提出し、公表しなければならない。会計監査は関係する欧州共同体及び国内法に従い実施されなければならない。

この要件は、第1項a号の規定により必要な区分経理にも適用されなければならない。

第IIIa章 ネットワーク及びサービスの安全性及び完全性

第13a条 安全性及び完全性

1. 各加盟国は、公衆通信ネットワーク又は公衆に利用可能な電子通信サービスを提供する事業者が、ネットワーク及びサービスの安全性に生じた危険を適切に管理するために、確実に適切な技術及び組織的措置を採るようにしなければならない。当該措置は、最新の技術的知見を踏まえて、危険に対する適切な安全性の水準を確保するものでなければならない。特に、相互に接続されたネットワーク又は利用者の安全性に対する事件の影響を防止し又は当該影響が最小となるようにするための措置が採られなければならない。

2. 各加盟国は、当該ネットワークの完全性を保障するため、公衆通信ネットワークを提供する事業者をして確実にあらゆる適切な処置を採らせ、もって当該ネットワーク上で提供されているサービスの供給の継続性を確保しなければならない。

3. 各加盟国は、公衆通信ネットワーク又は公衆に利用可能な電子通信サービスを提供する事業者をして、ネットワーク又はサービスの運用において著しい影響を与えた安全性の侵害又は完全性の喪失について、確実に所轄の国内監督庁に通知させなければならない。

必要に応じ、当該国内監督庁は、他の加盟国の国内監督庁及び欧州ネットワーク情報セキュリティ庁(European Network and Information Security Agency (ENISA))に通知しなければならない。当該国内監督庁は、当該侵害の公開が公共の利益になると認めるときは、公衆への周知をし、又は事業者に対し公衆への周知を要求することができる。

毎年、当該国内監督庁は、この項の規定により受理した通知及び採った措置に関する概

要報告書を欧州委員会及び欧州ネットワーク情報セキュリティ庁に提出しなければならない。

4. 欧州委員会は、欧州ネットワーク情報セキュリティ庁の意見を最大限に考慮しつつ、通知の要件に適用可能な状況、書式及び手続を定義する措置その他の技術的实施措置であつて、第1項から第3項までに規定する措置を調和させることを目的とした適切なものを決定することができる。当該技術的实施措置は、できる限り欧州規格及び国際規格に基づいたものとし、かつ、各加盟国が第1項及び第2項に定める目的を遂行するために追加的の要件を採ることを妨げるものであってはならない。

この指令を補足することによりその重要でない要素を改正するために策定されるこれらの実施措置は、第22条第3項に規定する審査を伴う規制の手続により決定されなければならない。

第13b条 実施及び強制

1. 各加盟国は、第13a条の規定を実施するために、所轄国内監督庁が公衆通信ネットワーク又は公衆に利用可能な電子通信サービスを提供する事業者に対して実施期限に関する命令その他の拘束力のある命令をする権限を確保しなければならない。
2. 各加盟国は、公衆通信ネットワーク又は公衆に利用可能な電子通信サービスを提供する事業者に対して、所轄国内監督庁が次に掲げる事項を要求する権限を確保しなければならない。
 - (a) 当該事業者のサービス及びネットワークの安全性及び完全性の評価に必要な情報（文書化された安全性の確保に関する方針を含む。）を提供すること。
 - (b) 資格を有する独立の団体又は国内所轄庁

の実施する安全性に関する監査に（a）の情報提出し、その結果を国内監督庁の利用に供すること。監査の経費は、事業者が負担するものとする。

3. 各加盟国は、国内監督庁について、違反行為に係る事件並びにネットワークの安全性及び完全性に対するその影響の調査に必要なあらゆる権限を確保しなければならない。
4. 前各項の規定は、この指令の第3条の規定の適用を妨げるものではない。

第IV章 総則

第14条 顕著な市場支配力を有する事業者

1. 特定指令の定めるところにより、事業者が顕著な市場支配力を有しているか否かについて、第16条に規定する手続に従い国内監督庁が決定を行うことを要するときは、この条の第2項及び第3項の規定を適用するものとする。
2. 事業者が、単独で又は他の事業者と共同で、支配に相当する地位（競合事業者、顧客及び最終的には消費者の影響を受けないと認められる程度に行動するに足りる経済力）を享受しているときは、顕著な市場支配力を有するものとみなす。

特に、2以上の事業者が市場で共同の支配的地位にあるか否かを判定するときには、国内監督庁は、欧州共同体法に従い、第15条の規定により欧州委員会の公表する市場分析の指針及び顕著な市場支配力の判定を最大限に考慮しなければならない。当該判定の実施に用いるべき規準は、附則IIで定める。
3. 事業者が、ある個別市場（以下「第1市場」という）において顕著な市場支配力を有する場合において、第1市場と密接に関係する市場（以下「第2市場」という）と第1市場との間の絆が第1市場における市場支配力を第

2 市場に及ぼすことを可能とし、その事業者の市場支配力を強化するものであるときは、当該事業者を第2市場について顕著な市場支配力を有するものに指定することができる。これにより、当該影響力を防止する措置は、指令2002/19/EC（アクセス指令）第9条、第10条、第11条及び第13条の規定に従って、当該第2市場にも適用することができ、また、当該措置が十分でないことが証明されたときは、指令2002/22/EC（ユニバーサル・サービス指令）第17条の規定に従った措置を講じることができる。

第15条 市場を指定及び定義するための手続

1. 欧州委員会は、国内監督庁等との協議及び公開の聴聞を経た後、BERECの意見を最大限に考慮しつつ、第22条第2項の規定による諮問手続に従って、関連製品及び関連サービスの市場に関する勧告（以下「勧告」という）を採択するものとする。勧告は、競争法により特定の場合において定義することのできる市場を損なうことなく、電子通信分野の中において、特定指令に規定する規制を正当とするに足りる特徴を有する可能性のある製品市場及びサービス市場を特定するものでなければならない。欧州委員会は、競争法の原則に基づいて市場を定義しなければならない。

欧州委員会は、勧告の定期的な見直しを行わなければならない。

2. 欧州委員会は、遅くともこの指令の施行日までに、市場分析の指針及び顕著な市場支配力の判定（以下「指針」という）で競争法の原則に基づくものを公表しなければならない。

3. 各国内監督庁は、勧告及び指針を最大限に考慮しつつ、競争法の原則に従って、国内状況に適した関連市場特に、各国内の関連地域市場を定義しなければならない。各国内監督

庁は、勧告において指定された市場と異なる市場を定義するときには、第6条及び第7条に定める手続に従わなければならない。

4. 欧州委員会は、国内監督庁等との協議を経た後、BERECの意見を最大限に考慮しつつ、第22条第3項に規定する審査を伴う規制の手続に従い、域内国際市場を特定する決定を行うことができる。

第16条 市場分析手続

1. 各国内監督庁は、勧告により指定された市場を考慮して指針を最大限に考慮し、かつ、関連市場の分析を実施しなければならない。各加盟国は、必要に応じ各国内競争政策実施機関と協力して、当該分析が確実に実施されるようにしなければならない。

2. この条第3項及び第4項、指令2002/22/EC（ユニバーサル・サービス指令）第17条又は指令2002/19/EC（アクセス指令）第8条の規定により事業者に義務を課し、又は課した義務の維持、変更又は撤回を決定することが必要なときには、国内監督庁は、この条の第1項に規定する市場分析に基づいて関連市場が効果的に競争的であるか否かを判断しなければならない。

3. 当該市場が効果的に競争的であると認めるときは、当該国内監督庁は、この条第2項に規定するいかなる個別義務もこれを課し、又は継続して課してはならない。既に分野を特定した義務が存在している場合には、当該監督庁は、その関連市場において事業者に課している当該義務を撤回しなければならない。義務の当該撤回によって影響を受ける当事者に対しては適切な期間を付して告知しなければならない。

4. 関連市場が事実上競争的でないとき、当該国内監督庁は、第14条の規定に従って、その支配が単独であるか共同であるか

にかかわらず、顕著な市場支配力を有する事業者を特定しなければならず、かつ、当該国内監督庁は、当該事業者に対して、この条第2項に規定する適切な個別義務を課し、又は既に当該義務が課されているときは当該義務を維持若しくは変更しなければならない。

5. 第15条第4項に規定する決定により指定される域内国際市場の場合においては、関係する各国内監督庁は、指針を最大限に考慮しつつ、調整した方法をもって市場分析を共同して実施し、かつ、この条第2項に規定する義務を課し、維持し、変更し又は撤回する旨の決定を行わなければならない。
6. 第3項及び第4項の規定による措置は、第6条及び第7条に規定する手続に従わなければならない。各国内監督庁は、関連市場の分析を実施し、第7条の規定に従って次のいずれかの期間が経過するまでに分析に関する措置案を報告しなければならない。
 - (a) 当該市場に関して採られた前回の措置の採択から3年以内。ただし、当該国内監督庁が欧州委員会に理由を付して期間延長の案を通知し、当該延長の通知に対し欧州委員会が1か月以内に反対しなかった場合には、特例として、この期間は、更に3年を限度として延長することができる。
 - (b) 欧州委員会に事前に報告されていなかった市場の場合には、関連市場に関する勧告の改定が採択されてから2年以内
 - (c) 欧州連合に新規加盟した国の場合は、加盟から2年以内
7. 勧告が指定した関連市場の分析を第6項が定める期限までに国内監督庁が完了しないときは、BERECは、要請があれば、当該特定

市場及びこれに賦課すべき特定義務の分析を完了させるために当該国内監督庁を支援しなければならない。当該支援を受けた場合、当該国内監督庁は、6か月以内に、第7条の規定に基づく措置案を欧州委員会に報告しなければならない。

第17条 標準化

1. 欧州委員会は、電子通信ネットワーク、電子通信サービス並びに関連施設及び関連サービスと調和した提供の奨励に資する非強制的な規格又は仕様の一覧を、第22条第2項に規定する手続に従って作成し欧州共同体官報で公表しなければならない。必要に応じ、欧州委員会は、第22条第2項に規定する手続に従い、指令98/34/ECによって設置された委員会と協議した上で、欧州の標準化に関する機関（欧州標準化委員会⁽⁶⁾、欧州電気標準化委員会⁽⁷⁾及び欧州電気通信標準化機構⁽⁸⁾）に対して当該規格を定めることを要求することができる。
2. 各加盟国は、サービス、技術的インターフェース又はネットワーク機能を提供するため、厳格にサービスの相互運用性の確保及び利用者の選択の自由の向上に必要な限度において、第1項に規定する規格又は仕様の利用を奨励しなければならない。

第1項に規定する規格又は仕様公表されない場合に限り、各加盟国は、欧州の標準化に関する機関によって採用された規格又は仕様の実施を奨励するものとする。

当該規格又は仕様がないときには、各加盟国は、国際電気通信連合、欧州郵便電気通信主管庁会議⁽⁹⁾、国際標準化機構⁽¹⁰⁾及び国際電

(6) 訳者注：European Committee for Standardisation (CEN)

(7) 訳者注：European Committee for Electrotechnical Standardisation (CENELEC)

(8) 訳者注：European Telecommunications Standards Institute (ETSI)

(9) 訳者注：European Conference of Postal and Telecommunications Administrations (CEPT)

気標準会議⁽¹¹⁾によって採択された国際規格又は勧告の実施を奨励するものとする。

国際規格が存在するときには、各加盟国は欧州の標準化に関する機関に対して当該規格又はその関係部分を、当該機関が規格を制定する基礎として利用することを奨励するものとし、ただし、当該国際規格又はその関係部分が効果的でないと見込まれる場合を除く。

3. 第1項に規定する規格又は仕様が適切に実施されていない場合において、サービスの相互運用性が1又は2以上の加盟国において確保されないときは、第4項に規定する手続に基づいて、厳格に当該相互運用性の確保及び利用者の選択の自由の向上に必要な限度において、当該規格又は仕様の実施を強制することができる。
4. 欧州委員会が特定の規格又は仕様の実施を強制しようとするときは、欧州委員会は、その通知を欧州連合官報に公示し、関係当事者すべての意見を公募しなければならない。欧州委員会は、適切な実施措置を採り、欧州連合官報に掲載する規格又は仕様の一覧に強制的な規格である旨を付記することによって、その規格の実施を強制するものとする。
5. 第1項に規定する規格又は仕様が、調和した電子通信サービスの提供に寄与しなくなり、又はこれらが消費者の需要に合致しなくなり若しくは技術の向上の妨げになっていると認める場合には、欧州委員会は、第22条第2項に規定する諮問手続に従って、第1項に規定する規格又は仕様の一覧表から当該規格又は仕様を削除しなければならない。
6. 第4項に規定する標準規格又は仕様が、調和した電子通信サービスの提供に寄与しなくなり、又はそれらが消費者の需要にもはや合

致しなくなり若しくは技術の向上の妨げになっていると認める場合には、欧州委員会は、適切な実施措置を採り、第1項で規定する規格又は仕様の一覧表から削除しなければならない。

- 6 a. この指令を補足することによりその重要でない要素を改正するために策定される第4項及び第6項の実施措置は、第22条第3項に規定する審査を伴う規制の手続により決定されなければならない。
7. この条の規定は、指令1999/5/ECの規定が適用される基本要件、インターフェース仕様又は統一規格には適用しない。

第18条 デジタル双方向テレビジョン放送のサービスの相互運用性

1. 情報の自由な流通、メディアの多元性及び文化の多様性を促進するために、第17条第2項の規定に従って、各加盟国は、次に掲げる者に対し、それぞれ次に掲げる事項を奨励しなければならない。
 - (a) 欧州共同体における一般公衆に向けたデジタル双方向テレビジョン放送サービスの提供者に対しては、デジタル双方向テレビジョンのプラットフォーム上において、伝送方式にかかわらず、公開APIを使用すること。
 - (b) デジタル双方向テレビジョン放送を受信するために配備されるすべての拡張デジタルテレビジョン装置の提供者に対しては、デジタル双方向テレビジョンのプラットフォーム上において、関連規格又は仕様の最低要件を備える公開APIに準拠すること。
 - (c) デジタルテレビジョン放送のサービス及び装置の提供者に対しては、障害を有する

⁽¹⁰⁾ 訳者注：International Organisation for Standardisation (ISO)

⁽¹¹⁾ 訳者注：International Electrotechnical Commission (IEC)

末端利用者のための双方向テレビジョン放送のサービスの提供に協力すること。

2. 指令2009/19/EC（アクセス指令）第5条第1項(b)の規定の適用を妨げることなく、各加盟国は、APIの所有者に対して、デジタル双方向テレビジョン放送のサービスの提供者が完全に機能するAPIを利用してすべてのサービスの提供に必要な情報を公正性、合理性かつ非差別性を有する条件及び適切な対価により入手することができるようにすることを奨励しなければならない。

第19条 調和手続

1. この指令第9条並びに指令2002/20/EC（認可指令）第6条及び第8条の規定の適用を妨げることなく、各国内監督庁が規制に関しこの指令及び特定指令で定められた事務を実施する際の相違が域内市場に障壁を生じさせていると認めるときは、欧州委員会は、BERECの意見を最大限に考慮しつつ、第8条に規定する目的の達成を推進するために、この指令及び特定指令の規定の調和のとれた適用に関する勧告又は決定を行うことができる。
2. 欧州委員会が第1項の規定に従って勧告を公表するときは、第22条第2項で準用する諮問手続に従わなければならない。

各加盟国は、各国内監督庁がその責務の遂行に際し、確実に勧告を最大限に考慮するようにしなければならない。国内監督庁は、勧告に従わない場合には、欧州委員会にその理由を示さなければならない。
3. 第1項の規定による決定は、次に掲げる事項を処理する目的のために、調和し又は調整された方法を明示したものに限り、行うことができる。
 - (a) 第15条及び第16条の規定を適用して各国内監督庁が行う電子通信市場の規制に関する一般的な規制方法の整合性のない実施

で、域内市場に障壁を生じさせているもの。その決定は、第7a条の規定に従って各国内監督庁のした特定の通知を引用してはならない。

ただし、この決定案は次の要件を備えたものでなければならない。

- ・同一事項に関する欧州委員会勧告の採択後2年以上を経過したとき。
- ・欧州委員会の要求後3か月以内にBERECの定めるべき決定を採択するときは、その意見を最大限に考慮すること。

- (b) 番号又は一連の番号の範囲、番号及び識別子の可搬性、番号及びアドレスの変換システム並びに緊急サービス112への接続
4. この指令を補足することによりその重要でない要素を改正するために策定される第1項に規定する決定は、第22条第3項に規定する審査を伴う規制の手続により決定されなければならない。
 5. BERECは、第1項の規定により措置が採られるべきか否かについて、自ら欧州委員会に対し助言することができる。

第20条 事業者間の紛争解決

1. 加盟国において、電子通信ネットワーク又は電子通信サービスを提供している事業者相互間にこの指令若しくは特定指令の規定する既存の義務に関連して紛争が生じたとき、又は当該事業者とこの指令若しくは特定指令により生じるアクセス若しくは相互接続の義務によって利益を受ける加盟国の他の事業者との間に紛争が生じたときには、当該国内監督庁は、当事者のいずれかの申立てに応じて、第2項の規定の適用を妨げることなく、特別の事情がある場合を除くほか、4か月以内のできるだけ短い期間内に、紛争を解決するための拘束力のある決定を行わなければならない。当該加盟国は、すべての当事者に対して

当該国内監督庁に十分に協力するよう要請しなければならない。

2. 調停等第8条の規定に従い適時に紛争の解決に寄与すると見込まれる他の方法があるときには、各加盟国は、各国内監督庁が拘束力のある決定による紛争の解決を拒否する旨を定めることができる。この場合において、当該国内監督庁は、当事者に対して遅滞なくその旨を通知しなければならない。紛争の解決の申立て後4か月を経過した時にその紛争が解決していない場合において、当事者が当該紛争に関し救済を求めて裁判所に訴えを提起していないときは、当該国内監督庁は、いずれかの当事者の申立てに基づいて、少なくとも4か月以内のできるだけ短い期間内に、紛争を解決するために必要な拘束力のある決定を行わなければならない。
3. 紛争を解決する際に、当該国内監督庁は、第8条に規定する目的の達成に資する決定を採択しなければならない。紛争を解決する際に当該国内監督庁が事業者に課す義務は、この指令又は特定指令の規定を尊重するものでなければならない。
4. 国内監督庁の決定は、営業秘密の要件に配慮しつつ、一般に公開されなければならない。関係当事者に対しては、決定の理由をすべて記載した書面を交付しなければならない。
5. 第1項、第3項及び第4項に規定する手続は、いずれかの当事者が裁判所に訴えを提起することを妨げるものではない。

第21条 域内国際紛争の解決

1. この指令又は特定指令の下で加盟国を異にする当事者間に生じる域内国際紛争が2以上の加盟国の各国内監督庁の管轄に属する場合には、第2項、第3項及び第4項の規定を適用するものとする。

2. いかなる当事者も、所轄の各国内監督庁に紛争の解決をゆだねることができる。第8条に規定する目的を達成し、整合性のある紛争の解決を図るために、所轄の各国内監督庁は、各庁の努力を調整し、また、BERECと協議する権利を有するものとする。

紛争解決の一部として当該各国内監督庁が事業者に課した義務は、この指令及び特定指令に合致するものでなければならない。

当該紛争を管轄する国内監督庁は、当該紛争を解決するために、枠組指令又は特定指令の規定に従って採るべき措置について、BERECに対しその意見を求めることができる。

BERECに意見を求めたときは、当該紛争についてどのような側面を所管しているかにかかわらず、いかなる国内監督庁も、当該紛争を解決するために措置を講じる前に、BERECの意見を聴かなければならない。ただし、国内監督庁が必要に応じて緊急措置を採ることを妨げるものではない。

紛争を解決する際に当該国内監督庁によって事業者に課す義務は、この指令又は特定指令の規定を尊重し、及びBERECが採択した見解を最大限に考慮したものでなければならない。

3. 調停等第8条の規定に従い適時に紛争の解決に寄与すると見込まれる他の方法があるときには、各加盟国は、紛争を管轄する各国内監督庁が共同して紛争の解決を拒否する旨の定めをすることができる。

当該各国内監督庁は、当事者に対してその旨を遅滞なく通知しなければならない。4か月を経過した時にその紛争が解決していない場合において、当事者が当該紛争に関し救済を求めて裁判所に訴えを提起していないときは、当該各国内監督庁は、第8条の規定に従い、BERECの意見を最大限に考慮して、紛

争の解決を図る各庁の努力を調整しなければならない。

4. 第2項に規定する手続は、いずれかの当事者が裁判所に訴えを提起することを妨げるものではない。

第21a条 罰則

各加盟国は、この指令及び特定指令に従って定める国内法の規定の違反に適用すべき罰則を制定し、その確実な実施に必要なすべての措置を採らなければならない。規定すべき罰則は、効果的で、相当性を有し、かつ、犯罪の予防に資するものでなければならない。各加盟国は、当該規定にあっては2011年5月25日までに、当該規定に関するその後の改正規定にあっては遅滞なく欧州委員会に通知しなければならない。

第22条 委員会

1. 欧州委員会は、委員会（以下「通信委員会」という）によって補佐されるものとする。
2. この項の規定を引用する場合には、決定1999/468/EC第8条の規定を考慮して、同決定第3条及び第7条の規定を適用するものとする。
3. この項の規定を引用する場合には、決定1999/468/EC第8条の規定を考慮して、同決定第5a条第1項から第4項まで及び第7条の規定を適用するものとする。

第23条 情報交換

1. 欧州委員会は、ネットワーク事業者、サービス提供者、利用者、消費者、製造業者及び労働組合並びに第三国及び国際機関の代表者との定期協議の結果について、あらゆる関連情報を通信委員会に提供しなければならない。
2. 通信委員会は、欧州共同体の電子通信政策を考慮し、電子通信ネットワーク及び電子通

信サービスに関する規制の状況及び進展について、各加盟国相互間及び各加盟国と欧州委員会との間の情報交換を促進しなければならない。

第24条 情報の公表

1. 各加盟国は、すべての利害関係者が利用しやすい方法により、確実にこの指令及び特定指令の適用に関する最新情報を公衆の用に供するものとする。各加盟国は、当該情報が公表される方法及び場所を各国の官報に掲載して公告しなければならない。最初の当該公告にあっては、第28条第1項第2段落に定める適用期日前に掲載し、その後の公告にあっては、その情報の内容に変更があったときは、その都度公告を掲載しなければならない。
2. 各加盟国は、当該公告を掲載した時には、必ず、欧州委員会にその写しを送付しなければならない。欧州委員会は、当該情報を必要に応じて通信委員会に伝達するものとする。

第25条 見直し手続

1. 欧州委員会は、この指令の機能について、その施行当初にあっては第28条第1項第2段落に規定する適用期日から3年以内に、その後には定期的に見直し、欧州議会及び理事会に報告しなければならない。欧州委員会は、各加盟国に対しこの目的の達成に必要な情報の提供を要求することができ、各加盟国は、過度の遅延なく、これを提供しなければならない。

第V章 補則

第26条 廃止

次に掲げる指令及び決定は、廃止するものとし、第28条第1項第2段落に規定する適用期日をもってその効力を失う。

- ・指令90/387/EEC
- ・単一の欧州緊急電話番号の導入に関する1991年7月29日の理事会決定⁽¹²⁾
- ・オープンネットワーク提供の専用回線への適用に関する1992年6月5日の理事会指令92/44/EEC⁽¹³⁾
- ・欧州共同体における標準国際電話アクセスコードの導入に関する1992年5月11日の理事会決定92/264/EEC⁽¹⁴⁾
- ・指令95/47/EC
- ・指令97/13/EC
- ・指令97/33/EC
- ・オープンネットワーク提供（ONP）の音声電話への適用及び競争環境におけるユニバーサル・サービスに関する1998年2月26日の欧州議会及び理事会指令98/10/EC⁽¹⁵⁾

第28条 国内法による実施

1. 各加盟国は、2003年7月24日⁽¹⁶⁾までに、この指令の遵守に必要な法律、規則及び行政規定を採択し公布しなければならない。加盟国は、直ちに欧州委員会にこれを通知しなければならない。
各加盟国は、この措置を2003年7月25日から適用しなければならない。
2. 各加盟国が当該措置を採択した場合において、これを官報に掲載して公布するときは、各加盟国は、当該措置にこの指令を引用し、又は当該引用を添付するものとする。当該引用の方式は、各加盟国が定めるものとする。
3. 各加盟国は、この指令の適用範囲において制定した国内法及びその後これを改正する国

内法の規定の文言を欧州委員会に送付しなければならない。

第29条 施行

この指令は、欧州共同体官報に掲載して公布した日から施行する。

第30条 名宛人

この指令は、各加盟国を名宛人とする。

附則Ⅱ 各国内監督庁が第14条第2項第2段落に規定する共同の支配的地位の判定に用いる規準

2以上の事業者相互間に構造的性質その他の性質を有する関係がない場合であっても、当該2以上の事業者が効果的な競争のない特徴を有する市場で顕著な市場支配力を有する事業者が1に限られないものを操作しているときは、当該事業者は、第14条に規定する共同の支配的地位を有すると認めることができる。適用可能な欧州共同体法及び欧州共同体の司法裁判所の共同の支配的地位に関する判例に従って、市場が集中し、電子通信においては次の事項が最も関連性を有することのある多くの相応の特徴を呈する場合に該当する見込みがあるものとする。

- ・需要弾力性の低下
- ・類似した市場占有率
- ・法令上又は経済上の高い参入障壁

⁽¹²⁾ OJ L217, 6.8.1991, p.31.

⁽¹³⁾ OJ L165, 19.6.1992, p.27. 欧州委員会決定98/80/EC (OJ L14, 20.1.1998, p.27.) によって最後に改正された指令。

⁽¹⁴⁾ OJ L137, 20.5.1992, p.21.

⁽¹⁵⁾ OJ L101, 1.4.1998, p.24.

⁽¹⁶⁾ 訳者注：2009年に改正された部分については、各加盟国に2011年5月25日までに国内法で実施することが義務付けられている（2009年11月25日の改正指令（2009/140/EC））。

- ・ 集团的な供給の拒否を行う垂直統合
- ・ 対抗する買い手力の不足
- ・ 潜在的競争のないこと。

この一覧は、限定列举ではなく例示列举であり、累積した規準ではない。むしろ、この一覧は、共同の支配的地位の存在に関する主張の立証に利用可能な証拠の種類に限り、例示しようとするものである。

参考文献

- ・ 翻訳対象とした原文は、3回の改正を経たこの指令を欧州連合出版局が参考用資料として統合した、2009年12月19日統合版である。前文は翻訳対象から除外した。リスボン条約の発効により、欧州共同体は欧州連合になど読み換えるべき箇所もあるが、本稿では原文どおりとした。
- ・ 枠組指令の2009年12月19日統合版（2007年及び2009年の改正結果を欧州連合出版局が統合したもの。）：
〈<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2002L0021:20091219:EN:PDF>〉
- ・ 枠組指令（2002年3月7日）：“Directive 2002/21/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on a common regulatory framework for electronic communications networks and services (Framework Directive),” *Official Journal of the European Communities*, L108, 24.4.2002, pp.33-50. 〈<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:108:0033:0050:EN:PDF>〉
- ・ 2007年6月27日の改正：“Regulation (EC) No 717/2007 of the European Parliament and of the Council of 27 June 2007 on roaming on public mobile telephone networks within the Community and amending Directive 2002/21/EC,” *Official Journal of the European Union*, L171, 29.6.2007, pp.32-40. 〈<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2007:171:0032:0032:EN:PDF>〉
- ・ 2009年6月18日の改正：“Regulation (EC) No 544/2009 of the European Parliament and of the Council of 18 June 2009 amending Regulation (EC) No 717/2007 on roaming on public mobile telephone networks within the Community and Directive 2002/21/EC on a common regulatory framework for electronic communications networks and services,” *Official Journal of the European Union*, L167, 29.6.2009, pp.12-23. 〈<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:167:0012:0023:EN:PDF>〉
- ・ 2009年11月25日の改正：“Directive 2009/140/EC of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 amending Directives 2002/21/EC on a common regulatory framework for electronic communications networks and services, 2002/19/EC on access to, and interconnection of, electronic communications networks and associated facilities, and 2002/20/EC on the authorisation of electronic communications networks and services,” *Official Journal of the European Union*, L337, 18.12.2009, pp.37-69. 〈<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:337:0037:0069:EN:PDF>〉

（うえつき けんじ）